

聯合會の狀況

産業組合界に、何等事業上の系統機關の無かつた時代に於ては、各組合が個々別々に經營せらるゝのみで、其の間何等の聯繫はないのであつた。従て或組合には、資金が不足して、運轉に窮して居る一方、或組合では之が消化に苦しんで居つても、それは唯銀行に何等かの方法を講ずるのみであつた。且又此の時代では、未だ一般に組合の信用が薄かつた爲、銀行でも皆が皆、思ふ様な取引をして呉れない所もあつて、従て支會では、此の間に立つて資金の仲介斡旋をして、漸く一時を凌いで居た時代もあつた。當時の記録に依れば、本會に於ても三萬七千五百圓を、六組合に仲介をして居た。斯くて既に記載した如く、明治四十五年七月に豊能信用組合聯合會の設立を最初として、一時五聯合會に達して居たが、内二聯合會は解散した爲、現在では三聯合會となつて居る。即ち左の通である。

保證責任大阪府信用組合聯合會

保證責任豊能信用組合聯合會

有限責任三島郡購買組合聯合會

今聯合會設立以來の、累年成績を表示すれば次の通である。

産業組合聯合會事業累年比較 (其ノ一)

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
聯合會數	一	一	一	二	二	二	二	二	二	四	四	四
所屬組合數	一〇	一〇	一〇	三八	三九	四四	五〇	六九	一〇八	一三六	一五五	一九〇
出資口數	五二	五二	五二	八〇	八一	八六	九二	一一三	一三三	一五二	一、三四一	一、三四五
出資金	一五、六〇〇 <small>円</small>	一五、六〇〇	一五、六〇〇	二四、〇〇〇	二四、三〇〇	二五、八〇〇	二七、六〇〇	三三、九〇〇	七四、五〇〇	八八、七〇〇	一三一、六〇〇	四二六、四〇〇
拂込濟出資金	一、五六〇 <small>円</small>	一、五六〇	三、一二〇	五、六七六	八、三四七	一〇、一四六	一〇、七六四	一四、三九四	二二、三一八	三二、四一五	四二、〇二八	一〇八、六〇六
諸積立金	一 <small>円</small>	一	九	一四九	六八九	九三八	一、六一六	二、四三一	三、一六一	一〇、七一六	二〇、三三四	二五、三六〇
借入金	二、〇〇〇 <small>円</small>	二〇、四二五	二九、二四二	一八、四五六	二四、五六六	二一、九六八	五三、七五四	二八、六七五	九一、二三四	二二九、六一四	三〇一、〇四二	四二九、二三八

聯合會の狀況

一五五

府下産業組合の現況

同 昭 同	同 昭 同	同 昭 同
十四年	元年	二年
四	四	三
二〇四	二二三	二二〇
一、四一〇	一、五二七	一、三四七
四一〇、八〇〇	四四五、九〇〇	四二五、九〇〇
一四九、七九七	一九〇、五八三	二二五、九一九
三〇、五七〇	三三、七八九	三五、四五二
三三八、九〇九	四二五、八五五	四三四、八八七

一五六

産業組合聯合會事業累年比較 (其ノ二)

大正 元 年	同 二 年	同 三 年	同 四 年	同 五 年	同 六 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年
貯 金	五、〇一〇 ^円	七、〇八〇	二、一六一	二六、四五八	五六、〇四六	八四、五一四	一〇三、五七一	二一九、四三九
貸 付	四、三〇〇 ^円	二八、三二〇	三一、六九三	四三、六七八	五一、〇八五	三三、六九六	五五、〇二四	一三八、九四四
購買品賣却高								四六、一五一
販賣高								
利用料								
剰餘金 (△損失金)	一三六 ^円	九	二九六	八四〇	五九二	九四三	一、六七九	一、一一九
								九、五三七

尙昭和二年度末に現はれた、各聯合會の事業狀況を掲ぐれば次の通である。

同 十 年	同 十 一 年	同 十 二 年	同 十 三 年	同 十 四 年	昭 和 元 年	同 二 年
五八〇、〇七六	六二七、六八〇	六一三、四三一	八〇四、六七五	一、四一五、三三〇	一、五六七、四三〇	三、二九九、九四五
五三〇、一六四	六九二、〇〇五	九〇八、九五三	九一一、五一七	八七五、四三三	九〇八、一九三	一、〇三二、三四七
一二五、二八三	一九、二三八	三三、八一	三五、五五八	五四、〇〇六		二五、七九七
						六三七
一一、七八六	一三、〇四三	一一、九四三	一一、三三五	九、一二二	四、三一九	一七、四五六

保證責任大阪府信用組合聯合會

一、區 域

大阪府一圓

二、所屬組合數

一七八

三、出資口數

一、二一五

四、貸借對照表

聯合會の狀況

府下産業組合の現況

貸		借	
科目	金額	科目	金額
拂込未済出資金	一六二、七七五 ^円	出資	三六四、五〇〇 ^円
中央金庫出資金	一九、三〇〇	準備金	三〇、四八六七八〇
年賦貸付金	二二六、三九一九九〇	特別積立金	一、六二七五八〇
定期貸付金	二九二、〇三九七六〇	中央金庫未拂出資金	九、七六〇二六〇
手形貸付金	二八九、〇四一八〇〇	特別貯蓄	一七、八六六〇二〇
當座貸越	一二七、四〇八四二〇	積立貯蓄	二四二、六二二五〇〇
定期預金	二九二、〇〇七八〇〇	定期貯蓄	二、六三一、八三四八五〇
當座預金	五八、二六三八六〇	當座貯蓄	二八六、九四三一二〇
振替貯金	五、一五四七二〇	記念貯蓄	四五、二〇八
備償品	三、三九六三〇〇	借入金	二六九、三七二六五〇
有價証券	二、五四七、四八六七〇〇	當座借越	七五、一九三四〇〇
敷金	二五五	未拂利息	四五、七四二九七〇
未収入利息	五八、七二四三一〇	收入未経過利息	二、八一〇五一〇
支拂未経過利息	三九〇	假付受金	四七五九五五
假渡金	一、六七二	給付準備金	二四、一三五七〇〇
貸付保証金	二二九、〇〇〇	退職給與基金	一、〇〇〇
現金	九六三五一〇	債務保証	二二九、〇〇〇
合計	四、三〇四、二七一五八五	合計	四、三〇四、二七一五八五
		剰餘金	二五、六九二二九〇

一五八

合計	四、三〇四、二七一五八五	剰餘金	二五、六九二二九〇
		合計	四、三〇四、二七一五八五

保證責任豊能信用組合聯合會

- 一、區域
- 二、所屬組合數
- 三、出資口數
- 四、貸借對照表

豊能郡一圓

九
一〇九

貸		借	
科目	金額	科目	金額
拂込未済出資金	三三二、九九四五 ^円	出資	五四、五〇〇 ^円
預金	四、二九二二八〇	準備金	二、四六六一六六
什器	一六二一〇〇	特別積立	四三三四八九
貸付金	一〇七、四六五〇八〇	借入金	九〇、三二一四二〇
購買品	九四三五〇	貯蓄	七五、四七〇六九二
合計	四、三〇四、二七一五八五	合計	四、三〇四、二七一五八五

聯合會の現況

一五九

府下産業組合の現況

未收利息	二、三二五二八	未拂利息	一、三〇九八〇五
全國購買組合出資金	五〇〇	全國購買組合聯合會	二七七六一〇
中央金庫出資金	五、〇〇〇	中央金庫拂込未済出資金	二、五三六七二〇
未收整理金	六四、四五九五一二		
現損金	八、三九一八九八		
合計	二二七、三二五九〇二		二二七、三二五九〇二

一六〇

有限責任三島郡購買組合聯合會

- 一、區 域 三島郡一圓
- 二、所屬組合 二二三
- 三、出資口數 二二三
- 四、貸借對照表

貸		借	
科目	金額	科目	金額
拂込未済出資金	四、二二〇 ^円	出資金	六、九〇〇 ^円

農業倉庫業の状況

預金	二、六八七二二〇	準備金	四三七四二〇
什器	六一四〇〇	聯合會拂込未済出資金	三〇〇
未收利息	八〇五五〇	中央金庫拂込未済出資金	二五二八〇〇
聯合會出資金	五〇〇	利餘金	一五六七九〇
中央金庫出資金	五〇〇		
現金	七九四〇		
合計	八、〇四七〇一〇		八、〇四七〇一〇

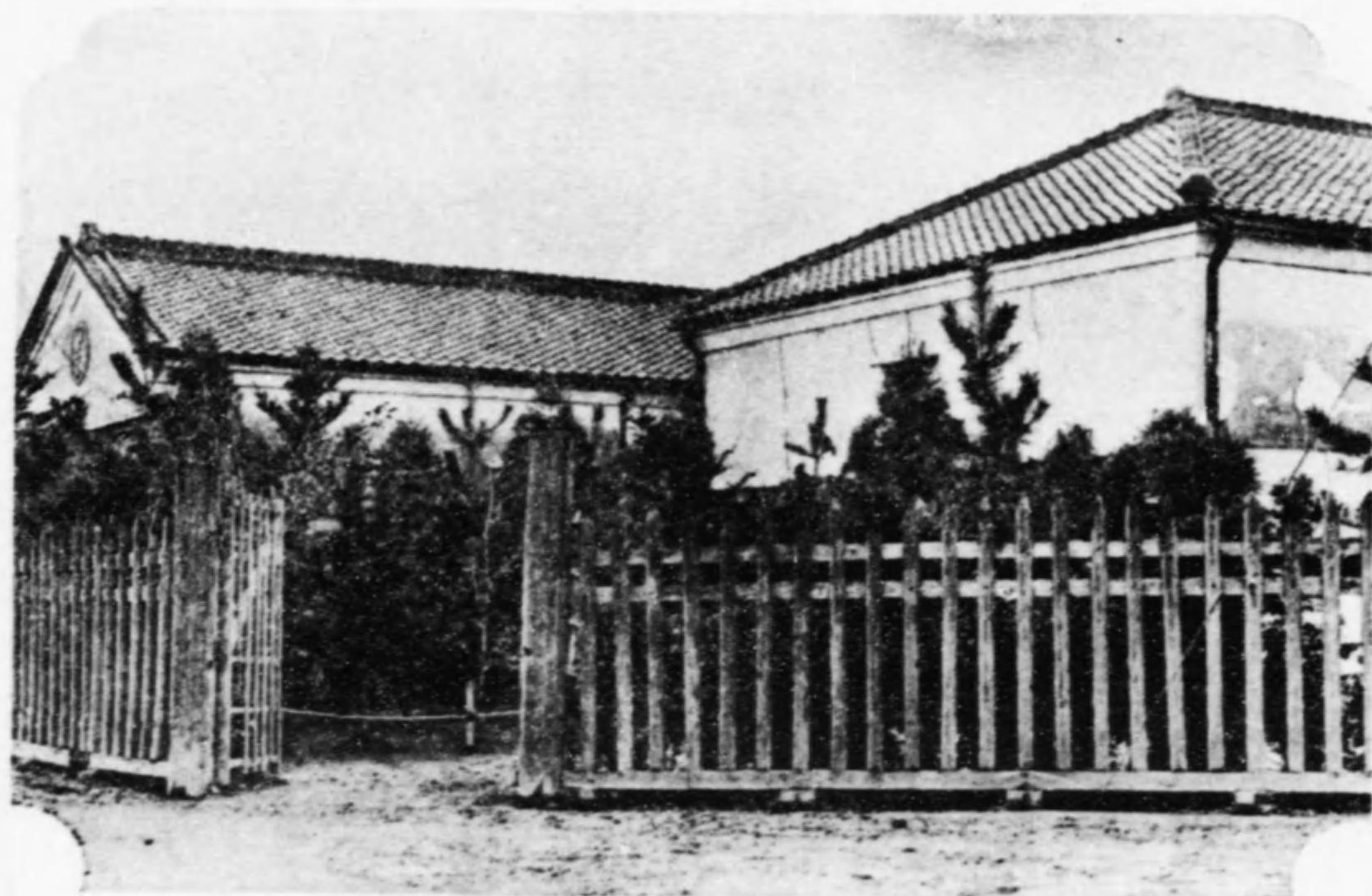
事業概況

既に記載した如く農業倉庫業法は、大正六年七月に發布せられて、同年九月一日から施行せられたものであるが、本府に於ける農業倉庫業は、大正七年二月に、南河内郡有限責任野田信用購買利用組合に初めて之を認可し、同年中農業倉庫の状況

府下産業組合の現況

に外五組合に之を認めた。爾來府は年々補助金を支出して之が設立を奨励して來たもので、逐年増加して現在廿七組合の倉庫業者を有して居る。保管物の重なるものは勿論米であるけれど、中には相當活動して居る向もないではないが、府下の農村は一般に移出米が少い關係から、利用不十分である。従て販賣、金融等の様な重要な業務も極めて不振である。

生産物を完全に保管する事は、單に當業者を利するのみならず、國家的見地から見ても極めて必要な事であるが、之を有利に販賣して事業収益を多からしむる事は、農家にミつては最も、累年の事業狀況を表示すれば次の通である。



長瀬信用購買販賣利用組合農倉庫

一六二

*も大切な事ではなければならぬ。有利に販賣するが爲には、或は入庫物に對して金融を受けながら、適當な時機を待つ云ふ様な方法も必要であれば、改装や荷造や運送等の便を得させる事も必要である。

斯くて優良な生産物を、生産者から消費者へ合理的に販賣して、合理的に消費する、組合の理想の上から見ても、將來農業倉庫業の發達を祈つて止まない。
今大正七年農業倉庫業開始以

農業倉庫業累年成績

倉庫業者數	調査業者數	倉庫棟數	倉庫坪數	玄米		雜穀		雜品		運送及仲立ノ數量		
				入庫數量	出庫數量	入庫數量	出庫數量	入庫數量	出庫數量	玄米	雜穀	其他
六	五	六	一〇四	五〇七	五〇七	—	—	—	—	—	—	—
一〇	五	六	一五七	一、四六三	一、〇一一	—	—	—	—	—	—	—
一三	七	九	二〇八	二、〇九四	一、九三九	—	—	—	—	—	—	—
一三	二	一三	三三八	二、五八八	三、二七六	—	—	—	—	—	—	—
一四	三	一三	三二二	一、九三三	一、〇六六	—	—	—	—	—	—	—
一六	三	一三	三三二	一、六六七	一、〇四一	—	—	—	—	—	—	—
一九	九	一〇	三三三	一、三三三	一、二〇八	—	—	—	—	—	—	—
二三	二	二三	四七七	一、五五七	二、〇八二	—	—	—	—	—	—	—
二五	三	一三	四六二	三、八三六	二、〇三八	—	—	—	—	—	—	—
二七	一	一四	四七七	四、一五五	三、六三三	—	—	—	—	—	—	—
二七	一	一四	四七七	四、一五五	三、六三三	—	—	—	—	—	—	—

農業倉庫の状況

一六三

府下産業組合の現況

取立 仲立 数量	雜穀	其他	倉庫發行證		貸付券	
			數量	件數	數量	件數
1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	3	3	1	1
1	1	1	3	3	1	1
1	1	1	3	3	1	1
1	1	1	6	6	1	1
1	1	1	6	6	1	1
1	1	1	2	2	1	1
1	1	1	4	4	1	1
1	1	1	9	9	1	1
1	1	1	6	6	1	1
1	1	1	3	3	1	1
1	1	1	3	3	1	1

一六四

農業倉庫一覽

經營認可年月日	郡市	經營主體	棟數	坪數	取扱品
大正七年二月七日	南河内郡	野田信用購買利用組合	2	85坪	米麥
同	泉南郡	熊取信用購買販賣組合	1	36	同
同	北河内郡	水室信用購買販賣利用組合	2	42	同
同	三島郡	島本信用購買販賣利用組合	1	45	同
同	豊能郡	田尻信用購買組合	1	21	同

農業倉庫の状況

同	一、一	同	同	北豊島村北今在家信用購買販賣組合	1	17	同
同	八、七、三	泉南郡	有限責任	雄信達信用購買販賣利用組合	1	28	同
同	七、四	中河内郡	同	長瀬信用購買販賣利用組合	2	105	同
同	二、二、三	泉南郡	無限責任	日根野信用購買利用組合	1	20	同
同	九、一、三〇	北河内郡	有限責任	曙川信用購買組合	1	24	同
同	一、一、一三	泉北郡	有限責任	磐船信用販賣購買利用組合	1	30	同
同	一〇、一〇、二七	豊能郡	無限責任	久世信用購買販賣利用組合	1	29	同
同	一〇、一〇、二七	豊能郡	無限責任	歌垣信用購買販賣利用組合	2	40	同
同	一、六、二三	泉北郡	有限責任	深井信用購買販賣利用組合	1	21	同
同	一、二、二七	豊能郡	同	北豊島村神田信用購買販賣組合	1	20	同
同	一、二、二六	南河内郡	同	柏原信用購買販賣利用組合	1	26	同
同	一、一、二二	泉南郡	同	長瀬信用購買組合	1	23	同
同	五、一六	南河内郡	同	金剛信用販賣購買利用組合	1	41	同
同	八、七	同	同	三都信用販賣購買利用組合	1	40	同
同	八、一五	泉南郡	同	木島信用購買販賣利用組合	1	37	同
同	一、一、一五	豊能郡	無限責任	東郷信用購買販賣組合	1	23	同
同	一、一、一七	南河内郡	有限責任	河南信用販賣購買利用組合	4	108	同
同	一、二、九	泉南郡	同	新家信用購買販賣組合	1	30	同
同	一、五、四、二七	北河内郡	同	田原信用販賣購買利用組合	1	20	同

一六五

大正一五年 六月二五日	豊能郡	無限責任	東能勢信用購買販賣組合	一	三五	同
昭和二、七、四	南河内郡	保証責任	日置莊信用購買組合	一	三三	同
同 一一、二一	同	有限責任	喜志信用販賣購買利用組合	一	五二	同 蠶豆
				三四	一、〇三〇	

市街地信用組合の沿革並現勢

大正六年七月、産業組合法改正せられ、市街地信用組合の制度を認められた翌年九月に、堺市に於て、保証責任堺信用組合が生れたのが、本府に於ける市街地信用組合の先驅であることは、前記した通である。

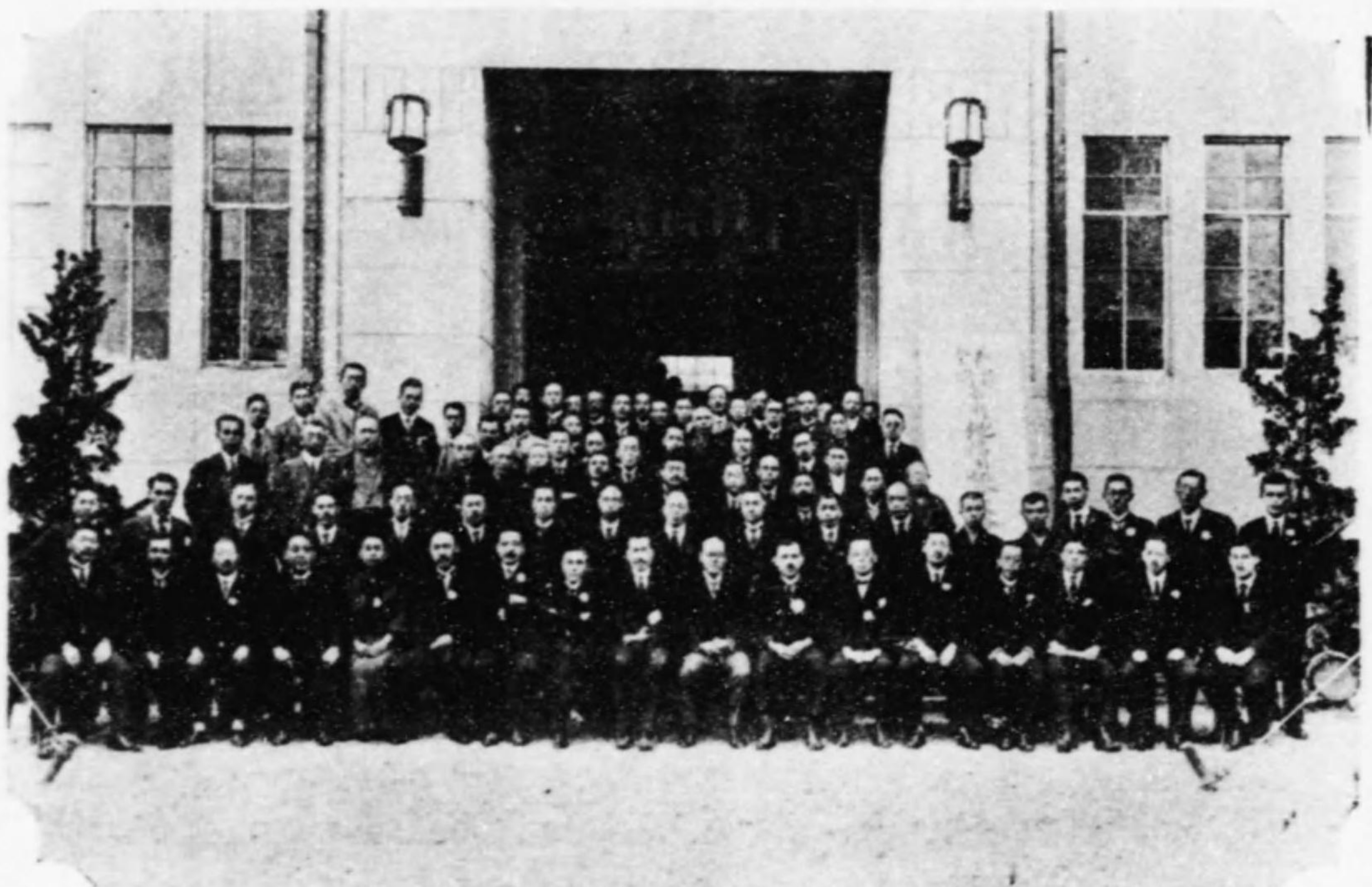
由來堺市の資産家目せらるゝ向は、事業の開発に努力する人少なく、自己が抱蔵する資金に對しては、全く門戸を閉鎖し、一流銀行に預金死蔵するのみであつた。又一面、一般金融機關にしても、市内に於て吸収した預金は、之を還元融通すること少なく、専ら本店銀行へ出流せしめ、只僅に堺無盡株式会社が主となり、中小産業者の金融事業に當つた位であつた。時恰も歐州戰亂による正貨流入は、我が國財界に異狀の活氣を呈せしめ、久しく不況裡に蠢動し居た大小事業は、劃期的に勃興し、資本需要の聲は澎湃として興つて來た。從て各種金融業者は、此機會に乘じ暴

利愈々大なるものあり、反て産業の發達を阻止するが如き傾向を呈し、怨嗟の聲を聞くこゝが特に堺市に甚かつた。而して一般金融狀態は、各種業者に對し甚だ不利なるのみならず、無盡事業亦時代に適應せず、産業經濟の圓滑なる發達は、須く産業組合に依るに如くしなし、此に組合員二百十八名、出資口數二千五百口を以て堺信用組合が呱呱の聲を擧げたのが發起人の趣旨でもあり、其の動機でもあつた。

之に次ぎ十一月岸和田市（當時泉南郡岸和田町にて大正六年十二月市街地指定）に保証責任岸和田信用組合、翌八年十二月*

第二條 本會ハ濟美會ト稱ス

市街地信用組合の沿革並に現勢



大阪市に於て開催せられたる第四回全國市街地信用組合協議會出席者

* 大阪市に、保証責任大阪信用組合の設立あり、所謂三市に各一組合の設立を見たのである。翌九、十年に各一組合増加し、茲に五組合を算するに至つたが、組合相互の連絡機關の要望切なるものがあつたので、十年十月本支會が主唱し、次の會則にて濟美會なるものを組織し、大に其の活動を促した。

濟美會々則

第一條 本會ハ市街地信用組合ヲ以テ組織ス

- 第三條 本會ハ市街地信用組合ノ連絡ヲ圖リ其ノ發達ヲ助長スル爲メ少ナクトモ年一回以上研究會ヲ開クモノトス
 - 第四條 研究會開催ノ時日場所及經費ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第五條 本會ノ事務ハ之ヲ産業組合中央會大阪支會ニ囑託ス
- 更に十四年十一月、濟美會を大阪府市街地信用組合協會に改め、同時に次の規約を定めた。

大阪府市街地信用組合協會規約

- 第一條 本會ハ會員ノ共助協力ニヨリ市街地信用組合事業ノ改善發達ニ勉メ之カ普及ヲ計ルヲ目的トス
- 第二條 本會ハ大阪府市街地信用組合協會ト稱シ事務所ヲ大阪府大阪市東區平野町一丁目九番地ニ置ク
- 第三條 本會ノ會員ハ大阪府下ニ於テ經營スル市街地信用組合及信用組合ニ限ルモノトス
- 第四條 本會ハ第一條ノ趣旨ニ基キ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、市街地信用組合ノ改善及發達ニ關スル事項
 - 二、事業ノ普及ヲ計ル爲メ宣傳ヲ行ヒ又ハ印物刷ノ出版
 - 三、毎月一回例會ヲ開キ前二項ニ關スル意見ノ交換並ニ研究及各自組合缺信者ノ報告、組員ノ信用調査ノ交換事務ニ關スル打合セ其ノ他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第五條 本會ニ理事五名ヲ置キ總會ニ於テ之ヲ選任ス
 - 理事ノ任期ヲ一個年トス但シ再選ヲ妨ケス
 - 理事ハ互選ヲ以テ常務理事二名ヲ置ク
- 第六條 本會ノ總會ハ毎年四月及十月ノ兩度ニ開ク

- 第七條 總會ノ決議ハ一組合一個トシ出席組合理事ニ限ルモノトス但シ理事、監事、主事其ノ他ノモノト雖モ總會ニ出席シ議長ノ許可ヲ得テ希望ヲ述ヘ意見ノ陳述ヲナスコトヲ得
- 第八條 總會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス
- 第九條 總會ノ議長ハ常務理事ヲ以テ之ニ充ツ若シ差支アルトキハ他ノ理事之ニ代ル
- 第十條 例會ノ出席者ハ加入組合理事、監事及該理事ノ指定スル職員トシ一組合ヨリ數人ノ出席ヲ妨ケス但シ二人以上出席ノ場合ハ一人ニ付キ費用金參圓ヲ其ノ都度支出スルモノトス
- 第十一條 本會ノ會費ハ一箇月金十



大阪府市街地信用組合協會の現況

- 第十二條 會員其ノ資格ヲ喪失シタル場合ハ既納會費ノ返還ヲ請求スルコトヲ得
 - 第十三條 常任理事ハ會務ノ處理及會計ヲ掌リ每總會ニ於テ決算ヲ報告スルモノトス
- 斯くて本協會が中心となつて第四條の事業を遂行し（支會事業の部登載）各組合相互に協調し、其の發展の基礎を固めつゝある。
- 而して大正七年以來組合數の趨勢を表示するに

年次	大	阪	市	堺	市	岸和田	市	合	計
大正七年	1							1	2
大正八年	1							1	3
大正九年	2							2	4
大正十年	3							3	5
大正十一年	5							5	8
大正十二年	8							8	11
大正十三年	8							8	11
大正十四年	8							8	11
昭和元年	7							7	10
昭和二年	7							7	10
同 三年六月末	7							7	10

大正十二年以來、一組合の解散があつた外（一組合命令解散）に、設立を見なかつたのである。之れは設立の申請がない譯ではなく、殊に大正八年十二月に西成郡豊崎町、鷺洲町、大正十年七月に西成郡中津町、今宮町、東成郡鶴橋町、中本町を市街地の指定を得、大に普及の餘地を有して來た様であるが、近時頻繁たる設立出願中には、其の動機の不純のものが少くなかつたのみならず、徒に數の多からむよりも、既設組合の内容の充實を圖り、眞に庶民金融の

機能發揮せしめ、組合精神の徹底を期さんとする府の方針に依り、組合數はあまり増加しないものと思はれるが。果して叙上の方針に副ふべき、事業成績を擧げつゝ、あるか否かを表示せば、次の通である。

市街地信用組合累年成績表 (其ノ一)

年次	種別	組合數	調査組合數	組合員數	出資口數	出資總額	拂込資金	各立種積立金	借入金
大正七年		2	1	28人	2,500口	125,000円	17,500円	1円	28,500円
大正八年		3	2	655	6,209	310,450	84,087	263	5,500
大正九年		4	3	2,577	5,908	2,645,400	42,726	7,906	7,277
大正十年		5	4	6,256	29,909	6,433,730	1,066,066	27,752	15,335
大正十一年		8	8	9,444	61,034	7,824,940	1,633,659	51,634	32,181
大正十二年		11	11	9,669	151,222	7,209,880	2,098,865	82,936	46,895
大正十三年		11	11	10,909	153,494	2,491,410	2,491,410	12,900	73,733
大正十四年		11	11	11,734	149,922	8,926,930	2,988,924	32,822	75,179
昭和元年		11	11	11,664	144,033	6,533,660	3,046,972	307,694	83,264
昭和二年		11	11	11,552	136,768	6,109,360	3,173,902	433,422	1,452,740
同 三年六月末日		10	10	11,407	131,942	5,858,200	4,244,379	593,345	1,449,026

市街地信用組合累年成績表 (其ノ二)

年次別	貯金			貸付			剰餘金
	組合員 貯金	法一 貯金	法二 貯金	普通貸付	手形割引	合計	
大正七年	二、七四四	五、二六四	三、一〇四	一四、〇〇〇	二七、四八五	四一、四八五	三、四〇〇
同八年	八、八六三	三、一七二	三、	一四、〇六八	二五、三三三	三九、四〇一	五、〇〇〇
同九年	二、六四四	五、五六一	五、六三二	二〇〇、一〇三	五二五、七六六	七二五、八六九	一六、一五三
同十年	五、〇八四	一、五〇七	八、六七三	二七五、八三七	一、三三三、一五五	一、六〇九、〇三二	四八、七三三
同十一年	八、四七四	二、八六二	三、四九七	一、五八、三二二	八、九三、〇三三	三、一三三、三五五	九二、三五六
同十二年	一、五四六	四、〇二二	三、三六三	四、五九五	二、四八三、二五五	四、三三三、八八〇	一三三、三三四
同十三年	二、五二一	七、八一七	五、二八八	一、二二、〇九五	三、九六三、四四三	五、五四二、三九〇	一七九、五〇四
同十四年	三、三六八	一、三〇三	七、五三二	五、七六、五七六	四、五八二、七〇九	六、一八八、八九三	一七五、七三六
昭和元年	五、二〇四	二、一四二	九、〇四八	八、七六九、二九五	五、五〇九、四四二	七、三三九、九九九	三三九、七三三
同二年	六、四〇八	二、〇九六	一、〇七、〇五〇	一〇、一〇五、七三〇	六、四八九、五八八	八、三〇二、九〇三	二二六、三七六
同三年六月末日	六、三三〇	二、六五〇	一、五〇、七五五	二、九五、五三三	一〇、七六、三九八	七、七四九、三三二	一

即ち大正十四年以來、組合自體に於て其の健實を期する目的を以て、組合員の整理淘汰の結果、三百二十七人、出資口數千七百九十七口を減少せしも、事業の分量は之れに反比例して、其の運轉資金七百三十三萬二千餘圓の多きを

加へ、其の内容の充實せることを證することが出來たが、只憾むらくは組合員外貯金及手形割引の著しき成績の擧らない一事である。尤手形割引高は、近時減少して居る様に表示されて居るけれど、之は從來手形貸付にして經理せらるべきものが、割引中に含まれて居たのを區分整理した爲であると思はれる。惟ふに市街地信用組合に於ける手形割引、員外貯金は、一の特例として認められたものであるに拘はらず、之れが運用の妙を缺くは、一は組合割引手形が銀行業者の如く、手形交換にかゝらないこと云ふ不便があること、組合員外者は、組合主旨の理解に乏しきことが其の主因とせねばならぬ。

而して以上の業績は、能く市街地信用組合として、都市金融機關の使命を果しつゝ、あるか否かは、大阪、堺、岸和田三市の世帯數五十一萬五千餘に對し、組合數一萬千餘と云ふ普及上の見地より觀て、誠に遺憾に堪へないものがあるが、現に組合の證書貸付の上から其の一例を示さば

	金額	件數
無擔保貸付	三、二五七、九一四	三、三二五
有擔保貸付	二、七〇四、一九四	一、〇三九
合計	五、九六二、一〇八	四、三六四

の如く、總件數四千三百六十四件中、無擔保貸付件數三千三百二十五件、約八割弱に相當して居る。斯の如きは、都市金融業者の常として、對物信用により、中小商工業者の萎靡の一原因である常規金融より脱することが出來たのは、確に信用組合の恩澤であらねばならぬ。從て組合員の數は多からずとも、相互の産業を助長し、經濟を圓滑ならし

めつつあることは、信じて疑ひない所である。殊に近時五大銀行預金偏在の弊は、延て小産業者の、資金利用の途を梗塞さる、こゝ益々著しきものがある時に於て、市街地信用組合の責務の益大なるを痛感する所である。

消費組合の沿革並現勢

明治四十年十月、土居通夫、田淵知秋氏等に依つて、現在の浪速購買組合の前身たる、大阪購買組合の設立を見た事が本府消費組合の濫觴であつて、續いて同年十二月、日用品並職業用品共同購入の目的を以て、購買組合醫師共同會（明治四十四年解散其の事由不明）の設立を見たのである。翌四十一年一月に於て、浪華共同購買組合、八月、大阪軍人購買組合の二組合設立せられ、茲に消費組合四を算するこゝが出来たが、浪華共同購買組合は、同年九月に至つて其の事由判明しないが解散の厄に會つた。然し消費組合の必要は、漸次各方面に認められて來た事は争はれない事で、翌四十二年大阪湯屋業購買組合（産業用品を共に取扱ひしもの、如し大正五年解散）、四十三年に大阪遞友購買組合等が設立せられ、翌四十四年には、郡部に初めて南海鐵道沿線の住民を以て組織せる、南海購買組合（大正五年解散）が設立せられ、茲に同年末現在の組合數五組合を算し、大正元年及二年の二ヶ年は何等増加を見ず、大正三年に於て一組合、越へて六、七兩年に於て各一組合の設立があつた。丁度此際は、彼の歐州大戰直後の事にて、諸物價の昂騰等

の爲、所謂米騒動等があり、何ミなく世の中が騒しくなつて來た。ミ一面政府は亦消費節約宣傳に大童ミなつた時にて、消費組合運動の機運の最も熟せる時であつたから、八年に於て郡部に三組合、九年に大阪市に三組合、郡部に二組合も設立せられたのであるが、組合の經營は、依然ミして困難の域を脱せなかつた。然し府の適切な獎勵ミ相俟つて、社會の狀態は尙此の運動を促進し、十年に於て前年春期に於ける經濟界の反動の影響あるに拘はらず、八組合の設立があつた。就中賀川豊彦氏の經營に依る有限責任購買組合共益社は其の年に*

出現セシムルコトヲ要求ス。

消費組合の沿革並に現勢



大阪消費組合聯合主催家庭經濟展覽會の状況（其の一）

*財界ノ變動ニヨリ生活不安一層加ハルニ拘ハラス、物價猶高ク一般消費者ノ苦痛言葉ニ盡ス能ハス、之レ全ク今日ノ經濟組織ノ不合理ナルニヨル、即チ今日ノ經濟組織ハ多ク餘剩價值ノ發生ヲ基礎トシ民衆ノ利益ヲ思ハス、利己的動機ヲ以テ消費者ノ苦痛ニ乘シ、利益ヲ貪リ、社會ヲ擧ケテ其ノ犠牲タラシム、故ニ我等ハ茲ニ今日ノ商業組織ニ代リ、全ク營利ノ支配セサル相互扶助ノ社會ヲ、一日モ早く

めつつあることは、信じて疑ひない所である。殊に近時五大銀行預金偏在の弊は、延て小産業者の、資金利用の途を梗塞さる、こゝ益々著しきものがある時に於て、市街地信用組合の責務の益大なるを痛感する所である。

消費組合の沿革並現勢

明治四十年十月、土居通夫、田淵知秋氏等に依つて、現在の浪速購買組合の前身たる、大阪購買組合の設立を見た事が本府消費組合の濫觴であつて、續いて同年十二月、日用品並職業用品共同購入の目的を以て、購買組合醫師共同會（明治四十四年解散其の事由不明）の設立を見たのである。翌四十一年一月に於て、浪華共同購買組合、八月、大阪軍人購買組合の二組合設立せられ、茲に消費組合四を算するこゝが出来たが、浪華共同購買組合は、同年九月に至つて其の事由判明しないが解散の厄に會つた。然し消費組合の必要は、漸次各方面に認められて來た事は争はれない事で、翌四十二年大阪湯屋業購買組合（産業用品を共に取扱ひしもの、如し大正五年解散）、四十三年に大阪遞友購買組合等が設立せられ、翌四十四年には、郡部に初めて南海鐵道沿線の住民を以て組織せる、南海購買組合（大正五年解散）が設立せられ、茲に同年末現在の組合數五組合を算し、大正元年及二年の二ケ年は何等増加を見ず、大正三年に於て一組合、越へて六、七兩年に於て各一組合の設立があつた。丁度此際は、彼の歐州大戰直後の事にて、諸物價の昂騰等

の爲、所謂米騒動等があり、何もなく世の中が騒しくなつて來た。こゝ一面政府は亦消費節約宣傳に大童みなつた時にて、消費組合運動の機運の最も熟せる時であつたから、八年に於て郡部に三組合、九年に大阪市に三組合、郡部に二組合も設立せられたのであるが、組合の經營は、依然として困難の域を脱せなかつた。然し府の適切な獎勵と相俟つて、社會の狀態は尙此の運動を促進し、十年に於て前年春期に於ける經濟界の反動の影響あるに拘はらず、八組合の設立があつた。就中賀川豊彦氏の經營に依る有限責任購買組合共益社は其の年に*

出現セシムルコトヲ要求ス。

消費組合の沿革並に現勢



(一の其) 況狀の會覽展濟經庭家僱主盟聯合組費消阪大

*財界ノ變動ニヨリ生活不安一層加ハルニ拘ハラズ、物價猶高ク一殺消費者ノ苦痛言葉ニ盡ス能ハス、之レ全ク今日ノ經濟組織ノ不合理ナルニヨル、即チ今日ノ經濟組織ハ多ク餘剩價値ノ發生ヲ基礎トシ民衆ノ利益ヲ思ハス、利己的動機ヲ以テ消費者ノ苦痛ニ乗シ、利益ヲ貪リ、社會ヲ舉ケテ其ノ犠牲タラシム、故ニ我等ハ茲ニ今日ノ商業組織ニ代リ、全ク營利ノ支配セサル相互扶助ノ社會ヲ、一日モ早く

の宣言を爲し、廣く組合員の加入勧誘に努めた功績は、見逃すことが出来ぬ。果然大阪鐵工組合員のみを以て組織せる、南恩加島購買組合及協力社、共働社の如き勞働者消費組合の勃興を來したのである。斯様に於て我消費組合運動は、眞に燃ゆるが如き熱誠を以て、理想の實現に不斷の努力を爲して來たのであるが、遂に自營するに至らず、共益社を除く外は何れも解散するの已むなきに至つたことは、返すくも遺憾な次第である。思ふに事茲に至つた所謂發達阻碍の事由としては、勿論色々の事情もあつたであらうが、當時本支會は消費組合の多く經費を要するところ。



(二の其) 大阪消費組合聯合盟主催家庭經濟展覽會の状況

* 理事者も組合發展に付て協議を行つた、其の結果將來の經營には次の事項に付て特に注意を拂ふ事を申合せたのである。即ち次の廿七項が夫である。

- 一、組合資金の潤澤ならざること。
- 二、組合員の少なきこと。
- 三、組合區域が廣汎であつて組合員が點々散在せる爲め配達等に多くの費用を要すること。
- 四、用聽に依り注文するの慣習あるを以て、巡回費用に

- 五、組合員の小言聽を巡回せしめず、從て組合との間に意思の疎通を缺くこと。
- 六、製造業者又は卸問屋は、消費組合に理解なきこと。
- 七、小賣制度の相當發達せること。
- 八、品物を原産地より仕入れざる爲め、中間者に多くの口錢を取らるること。
- 九、經營者に適任者を得るに困難なること。
- 一〇、當事者が商人と結託して不正行爲はれ易きこと。
- 一一、組合員の主婦及傭人が往々商人に籠絡さるること。
- 一二、米麥其他加工すべきものに加工せざる爲め利益少なきこと。
- 一三、現金賣が行はれずして、賣掛代金の取立困難なること。
- 一四、使用人に壯年者のみ用ひ、且比較的高給を支拂ふこと。
- 一五、事務員及使用人に適任者を得難きこと。
- 一六、事務員及使用人の訓練行届かざること。
- 一七、事務員及使用人の監督行き届かざること。
- 一八、事務整理の技能乏しき爲め、稍もすれば會計其他の事務不整理に流れ易きこと。
- 一九、搦き減又は割り木減等の如き、加工整理が不良なるのみならず、其の間不正行爲が行はれ易きこと。
- 二〇、物品出納の整理が行届かぬこと。

- 二一、當事者は、組合を組合員の共同店と思はず、單に小賣店と思得、事業上は勿論、金錢出納迄兎角秘密主義を守り、公明を缺ぐ傾あること。
 - 二二、主義、理想ある經營に乏しく、恰も食料品株式會社にても經營するが如き觀を呈し易きこと。
 - 二三、經營者に誠意乏しく、或は名の爲に或は利慾に傾き易きこと。
 - 二四、組合員が物品に對する智識の足らざること。
 - 二五、組合員が組合を自己の經營店と思はず、單に他人の經營する市場若は商店の如く考へ居ること。
 - 二六、組合員が組合に對する何等の諒解を有せず、又經營者に誠意なきにも據らんが、漸次組合の利用者を減ずること。
 - 二七、經營者に組合經營に關する諸般の智識、殊に技能上の才幹乏しき爲め、組合員に對する組合的訓練を欠如するもの。
- 要するに 1、資金の關係 2、區域の廣狹 3、經營者の適否が、其の主なる事項であるが、其の後此等の弊を互に匡正して、眞に消費組合の普及發達を講ずることを目的として、大正十一年三月十日、有限責任購買組合共益社に於て協議會を開催し、左記規約により、關西消費組合協會の設立を見たのである。

關西消費組合協會規約

名 稱

第一條 本會ハ關西消費組合協會ト稱ス

組 織

第二條 本會ハ大阪府、京都府及兵庫縣下ニ於ケル消費組合ヲ以テ組織ス

目 的

第三條 本會ハ加盟組合相互ノ連絡ヲ圖リ消費組合ノ普及發達ヲ講スルヲ以テ目的トス

事 業

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、消費組合主義ヲ宣傳スルコト
- 二、聯合仕入及聯合生産ノ促進

* 催ス但緊急必要ナル場合ハ臨時ニ之ヲ開催ス

消費組合の沿革並に現勢



(三の其) 況状の會覽展濟庭家催主盟聯合組費消阪大

* 三、事業遂行上ノ共助

四、其他本會ノ目的遂行上ニ必要ナル事項

事 務 所

第五條 本會ノ事務所ハ大阪市東區道修町一丁目ニ置ク

役 員

第六條 本會ニ幹事三名ヲ置キ組合協議會ニ於テ互選ス
幹事ノ任期ハ一ケ年トシ再選ヲ妨ケス

第七條 幹事ハ本會ヲ代表シ會務ヲ處理ス

第八條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ協議會ノ推薦ニ依ル

事 務

第九條 協議會ハ隔月一回之ヲ開

府下産業組合の現況

- 第十條 協議會ノ決議ハ加盟組合ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
- 第十一條 本會ノ經費ハ加盟組合ノ負擔トシ其ノ負擔歩合ハ協議會ノ定ムル所ニ依ル
- 第十二條 本會ハ特志家ノ寄附ヲ受クルコトヲ得
- 第十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ依ル
- 第十四條 幹事ハ毎年一月會務報告ヲ爲スモノトス

附 則

第十五條 本會則ノ改廢ハ協議會ノ決議ニヨルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

發 起 人

- 浪速購買組合
- 灘購買組合
- 神戸購買組合
- 購買組合 新生社
- 購買組合 共働社
- 購買組合 共益社

處が、該協議會に於て審議の結果は、消費組合主義宣傳並助成の方法は、須く聯合仕入及共同配給に待たなければならぬ云ふ結論を得たので、越へて十二年三月三十一日、京都大阪兩府を區域とする、有限責任近畿購買組合聯合會を組織し、薪炭、清涼飲料水、雜貨の數種を取扱ひ、將來を期待したが、遂に成績を舉ぐるに至らずして、翌十三年十二月二十三日法定解散（七組合未滿に減少）するの餘儀なきに至つた。其後左表の示す如く、數の上に於て遺憾

ながら、年々組合數減少するの傾向を示して居るのである。

消費組合數累年比較表

年次	郡市別	大阪市	堺市	岸和田市	豊能郡	泉北郡	北河内郡	合計
明治四十年	同	二	一	一	一	一	一	二
同四十一年	同	三	一	一	一	一	一	三
同四十二年	同	四	一	一	一	一	一	四
同四十三年	同	五	一	一	一	一	一	五
同四十四年	同	四	一	一	一	一	一	五
大正元年	同	四	一	一	一	一	一	五
同二年	同	四	一	一	一	一	一	五
同三年	同	五	一	一	一	一	一	六
同四年	同	五	一	一	一	一	一	六
同五年	同	四	一	一	一	一	一	六
同六年	同	五	一	一	一	一	一	六
同七年	同	六	一	一	一	一	一	五
同八年	同	七	一	一	一	一	一	六
同九年	同	八	一	一	一	一	一	五
同十年	同	七	一	一	一	一	一	六

消費組合の沿革並に現勢

更に消費組合は如何なる種類の組合員を以て構成せるか、又何れの種類の組合員を以て構成したるものが、發達の可能性が多いかを、次に累年比較をして見る。

組合員ノ種類別ニ依ル組合累年比較表

年次種別	一般市町民ヲ中心トセル組合	會社又ハ官廳專屬ノ組合	俸給生活者ヲ中心トセル組合	勞働者ヲ中心トセル組合	合計
明治四十年	一	一	一	一	二
同四十二年	二	一	一	一	三
同四十三年	三	一	一	一	四
同四十四年	三	一	一	一	五
大正元年	三	一	一	一	五
同二年	三	一	一	一	五
同三年	三	一	一	一	五
同四年	三	一	一	一	五
同五年	二	二	一	一	六
同六年	二	三	一	一	六

年次種別	一般市町民ヲ中心トセル組合	會社又ハ官廳專屬ノ組合	俸給生活者ヲ中心トセル組合	勞働者ヲ中心トセル組合	合計
同七年	三	三	一	一	六
同八年	五	三	二	一	九
同九年	六	三	二	一	一二
同十年	八	五	三	四	一九
同十一年	六	六	三	四	一九
同十二年	二	四	三	四	一三
同十三年	三	四	三	四	一四
同十四年	四	五	三	四	一六
昭和元年	三	三	三	三	一二
同二年	三	三	三	三	一二
同三年六月末日	三	三	三	二	一一

以上によるに、俸給生活者の組合が、其の健全性に於て第一位で、會社、官廳專屬組合は、之等の後援により、經營容易なる爲め、之に亞ぎ、一般市民を中心とするものが最も異動が甚しいのは已むを得ないが、之は單に組合數の上より觀察した丈けであるけれ共、其の一組合員對購買高の事業成績に付ても、之れを雄辯に證明して居る。

組合員ノ種類別ニ依ル事業成績

(昭和二年十二月末日現在)

イ、一般市民ヲ中心トセル組合

組合名種別	員組合数	購買品賣却高						合計	對一組會員購買高
		米穀類	酒類	醬油	薪炭類	食料品	雜貨類		
有限責任 浪速購買組合	六、五四人	三〇五、二六二	一八、八三〇	一五、七〇四	三六、七九六	一一、四七二	一	八、三三四	三九六、二八六
有限責任 安立購買組合	三、四八	三、七九六	五、九五	一、〇七	六、七七五	一、六〇〇	一八六	三三五	四八、五四
有限責任 阪南家庭購買組合	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	六、八八八	三三八、〇四七	二四、七四五	一六、七三二	四三、五七二	一三、〇七二	一八六	八、四五九	四四四、八二〇
									一〇〇、〇一

ロ、會社又ハ官廳專屬ノ組合

組合名種別	員組合数	購買品賣却高						合計	對一組會員購買高
		米穀類	酒類	醬油	薪炭類	食料品	雜貨類		
有限責任 遞友購買組合	一、五〇〇人	一一、五〇三	二、五五六	一	二、四四四	五二、七〇八	一八、〇六九	一四、七七一	一〇二、〇八一
有限責任 大阪貯金支局會購買組合	一、〇〇〇	一、七〇二	六六	一	一五、九九三	一、六四三	一	九、〇五三	二八、四五九
有限責任 共濟會購買組合	八八五	八七、〇七〇	二八、一五	一三、二八三	一四、八六五	二九四、〇五三	一〇、九七〇	二八、八六八	四七六、三三〇
有限責任 大阪商船購買組合	三、三八五	一〇〇、二七五	三〇、七七七	一三、二八三	一七、三〇九	三六二、七五四	三〇、六八四	五、六九一	六〇六、七六三
合計									一一、五四

ハ、俸給生活者ヲ中心トセル組合

組合名種別	員組合数	購買品賣却高						合計	對一組會員購買高
		米穀類	酒類	醬油	薪炭類	食料品	雜貨類		
有限責任 購買組合新生社	六六二人	二二、七三三	六六三	五九二	一、七七七	一、〇七六	一	四九五	二六、三四四
有限責任 櫻井購買組合	一三四	九、一三六	一、五五〇	一、二八八	二、八八八	一〇、四八二	一	四、〇六一	二九、四〇五
有限責任 室町購買組合	一四二	一五、九五四	二、九四九	二、九六七	五、七五〇	二〇、九五五	一〇、三三九	一〇、三三九	七二、六八六
合計	九六六	四八、八三三	五、一六二	四、八四六	一〇、四三五	三三、五二三	一〇、三三九	一七、三三八	一三九、四三五
									二五八、四二

ニ、労働者ヲ中心トセル組合

組合名種別	員組合数	購買品賣却高						合計	對一組會員購買高
		米穀類	酒類	醬油	薪炭類	食料品	雜貨類		
有限責任 購買組合共益社	一、四六五	七五、九三三	一	五、二七	七、六七〇	五、九八一	四、五六	一七〇	九九、五四六
有限責任 購買組合共働社	一、四六五	七五、九三三	一	五、二七	七、六七〇	五、九八一	四、五六	一七〇	九九、五四六
合計	二、九三〇	一五一、八六六	一	一〇、五四	一四、三四〇	一一、九六一	八、一一二	三四〇	一九九、一〇二
									六七、九五

以上既に述べたる如く、明治四十年以來經濟界の變調なり、組合運動の不斷の努力なりにより、其の推移變遷は相
當目醒しいものがあつたが、兎も角前表九組合は、之れ等の難關を能く切りぬけた勇者であると共に、府下消費組合
の基礎を形成し、組合運動の爲に奮闘力戦つ、あることは、誠に多ししなければならぬと同時に其の成功を祝さね
ばならぬ。

金融恐慌と府下の産業組合

昭和二年の金融界の恐慌は、實に空前の事とされ、遂に仕拂猶豫令の施行迄見たのである。此の大恐慌に際し、府
下の産業組合殊に信用組合は、如何なる處置を採り又如何なる影響を受けたか云ふ事は、組合史上特に記憶すべき
事と信ずるから、以下之に關して當時の状態を記述することとする。

今次の金融恐慌は、其の導火線は別に存した様であるが、要するに大正九年の財界恐慌以來、事業界の整理が徹底
的に行はれてゐなかつた上に、大正十二年關東震災の結果、益々整理を困難ならしめ、殊にそれが最も不徹底にし
て、且つ經營上缺陷最も多かつた銀行の上に現はれ、遂に空前の銀行休業を惹起し、他の金融機關に累を及ぼした様
である。

信用組合の影響を受けしもの、全國可なり大多數に上つた様であるが、府下信用組合は幸にして大なる影響を受け

ず、取付騒ぎを惹き起した様なものも一組合もなく、従つて事業を閉鎖せるものなき勿論なかつたのは、大に特筆す
べき事である。

尤もそれにては、府當局の處置の宜しかつた事も事實であるが、又理事者の經營、慎重、堅實であるのこゝ、組合員
がよく理解し、克く統制が保たれ、今次の如き空前の金融界の動搖にさへ、累はされる弱點毫もなかつたに因る。

震災手形損失補償公債法及び震災手形善後處理法の二法案が、帝國議會に於て盛に論議せられつ、あつた三月十五
日、突如として東京渡邊銀行及び同系統の「あかぢ」貯蓄銀行が臨時休業を發表した。此の時には當大阪金融市場に
は未だ殆んど影響はなかつた様であつたが、府當局は震手法案の成行に付いて、時局の重大なるを察知し、金融機關
の動搖に伴ひ、信用組合の蒙る影響を慮り、組合各自の警戒を促しつ、其の推移を窺つてゐた。

然るに、四月十八日に至つて、近江銀行が臨休を發表し、次で二十一日には十五銀行が閉鎖した。前者は大阪に本
店を有して廣汎なる取引を有し、後者は東京に於ける五大銀行の一と云はれ、古い歴史を有し、大阪に於ても多數の
取引を有し、共に一流銀行として認められてゐたから、其の影響實に甚しく、此の日各銀行の取付最も激烈を極め、
各方面の混亂その極に達した。事態如此なつては、所謂風聲鶴唳、金融業者は一様に其の成行に心を腦まし、肝を冷
めたのである。信用組合の理事者に於ても勿論であつたが、各自に於て最善の方法を講じつ、専ら人心の動搖を防ぐ事に努
めたのである。處で幸にも信用組合は些も動搖せず、悠々たる態度を採つて來た事は誠に賞すべきものがあつた。故
に府當局は、理事の手腕も、組合員の節制を信じ、積極的の容喙を避ける方針を取つたが、二十二日に至り全國の
銀行一齊に休業するに至つたから、休業明の動搖を懸念し、中央金庫大阪支所及び府信用組合聯合會と協議し、支拂

準備資金の融通方法を講ぜんし、種々斡旋協議の結果、二十四日朝に至り中央金庫は金三百萬圓の非常貸出を承諾し、早速市街地信用組合に夫々貸出し、他の組合の分(三十萬圓)は聯合會之を纏めて借受け、共に中央金庫の當座に預入れ、イツ何時にても取付に應ずべく、夫々準備を整はしめた。

當時の府信用組合聯合會の、貯金、貸付金の状況を見るに左の通りであるが、この聯合會を通じて當時の状態を見るに、其の間の消息が尙明かに窺はれる。

府信用組合聯合會貯金貸付異動調

日	貯金			貸付		
	貯金受入高	貯金拂戻高	貯金	貸付高	償還高	貸付
四月一日	二,五五二	二,九五六	二,五九四	五,〇〇〇	四,七四〇	四,〇〇〇
四月五日	二九二	五,五〇〇	一,〇〇〇	二八,五一一	七,二八五	一,〇〇〇
四月十一日	五,〇〇〇	三,八〇〇	一,〇〇〇	七,七〇三	一〇,一七四	四,〇七五
四月十五日	五,七五五	一八,一七六	二,四六八	六,一六七	三,五八七	一一,六三二
四月十六日	一,三三三	一,三三三	五,四二七	五,〇九四	六三六	七,四四一
四月十七日	一	一	一	六,三〇〇	一	一,〇三三
四月十八日	一	一	一	一	八,四四七	一
四月十九日	二〇,〇二一	一三七,五〇九	六,〇〇〇	六,〇六一	一三,九七六	四,三四四
合計	二,五五二	二,九五六	二,五九四	五,〇〇〇	四,七四〇	四,〇〇〇

日	貯金受入高	貯金拂戻高	貯金	貸付高	償還高	貸付
四月二十日	七,二八七	一	九,〇四八	三,一一五	四二,九二二	一四,〇四九
四月二十一日	三,九六九	六,五五六	九,二〇〇	一,一五九	一三,五〇〇	一五,五九九
四月二十二日	一	一	一,五九九	一,四八六	九,〇〇〇	六,五〇一
四月二十三日	八三〇	一	五,〇〇〇	三,三五一	一,二五〇	四五,〇〇〇
四月二十四日	六五九	一	二,五三三	一	二,二〇〇	一
四月二十五日	一	一一,六〇〇	一	一	一〇五,五〇〇	一
四月二十六日	二,二六八	八,〇一八	三九	七,〇〇〇	二七,五〇四	一
四月二十七日	八,三〇〇	六,三六四	九,五〇〇	一〇,〇〇〇	三九,〇五四	五,〇〇〇
合計	七,二八二	二三五,九八二	九三,二〇七	二八,八二八	二八七,六〇八	二二,五五六

即ち四月十八日迄は前年同期ミ大差なかつたが、十九日に至り十三萬七千圓の多額の貯金増加を見たるは、銀行より振替て聯合會貯金ミしたもので、四月二十日同二十一日の貯金引出及貸付増加は、支拂準備金ミして組合が現金を抱擁したのに因る。

更に取付騒の最高調に達した、四月二十一日の前六日間(自四月十六日)ミ後六日間(自四月二十二日)ミを比較するに

貯金受入高	貯金拂戻高	前期		後期		前期ニ比シ増減ノ歩合(△ハ増減)
		前	期	後	期	
一四五,三六八	四四,一六九	二五,九八二	二二,〇六四	二五,九八二	二二,〇六四	△
〇,八二	〇,五二	〇,八二	〇,五二	〇,八二	〇,五二	△

府下産業組合の現況

一九二

貸付	七九、四八〇	一八二、三〇八	〇、五六
貸付金償還高	五二、六四九	二八、〇〇〇	〇、四六
		△	

即ち貯金の受入は、前期に比し八割二分を減じ、貸付は之に反し五割六分の増加を示せるは、各所屬組合が此の危機に際し、善處せんが爲め、支拂準備金に乏しに外ならない。

斯の如く、各組合は夫々自衛的に對策を講じ、支拂準備に備へたので、二十五日の休業明の當日に至り、中央金庫よりの非常貸出金の、聯合會の手にある三十萬圓は、内二十五萬圓を支出したけれども、翌日頃から追々返還せられるもの多く、十日以内に約十萬圓歸還し、一ヶ月以内に全部歸還し、全く安定するに至つた。

大體變動當時に於ては、右の様な経過を、辿つて來たのであつたが一面、當時の府下産業組合及び同聯合會の預金を見るに、七、〇八五、一九五圓六六であつて其の預先銀行は次の通りである。

各銀行別産業組合預金額及同聯合會預金額調

(昭和二年四月二十二日現在)

銀行名	産業組合	産業組合聯合會	合計
富田林業銀行	八九三、一九五、〇〇	七九、五一六、〇〇	九七二、七一、〇〇
高槻銀行	六三五、五七三、〇〇	一一、九〇〇、〇〇	七四七、四七三、〇〇
國分銀行	四三九、〇六九、〇〇	五二、六七二、〇〇	四九一、七四一、〇〇
灘商業銀行	四二九、四三五、〇〇		四二九、四三五、〇〇

銀行名	預金額	合計
兵庫農工銀行	三三八、四九四、〇〇	三三八、四九四、〇〇
藤田信託會社	三二五、〇九一、九七	一七六、七七七、〇〇
北攝池銀會	二九九、〇〇〇、〇〇	五〇一、八六八、九七
攝池銀會	二七二、〇六六、一八	二九九、〇〇〇、〇〇
三島銀會	二五八、八七九、八九	二七二、六四四、八七
加田銀會	二四六、五四〇、三六	二五八、八七九、八九
池田實業銀行	一八五、四七〇、七四	二四七、三三五、一七
美木銀行	一七五、五〇〇、〇〇	一八五、四七〇、七四
深日銀行	一五九、五三九、〇〇	一七五、五〇〇、〇〇
安田銀行	一五七、〇一六、二二	一五九、五三九、〇〇
村井銀行	一二七、〇〇〇、〇〇	一五七、〇一六、二二
三菱銀行	一二二、六八二、〇〇	一二七、〇〇〇、〇〇
山口銀行	一一二、〇四三、七〇	一二二、六八二、〇〇
山池信託會	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一一二、〇四三、七〇
鴻池信託會	九九、七九七、一一	一〇〇、〇〇〇、〇〇
能勢銀行	九九、四四三、〇〇	九九、七九七、一一
十勢銀行	八七、九七四、九七	九九、四四三、〇〇
近江銀行	八三、八七三、四〇	八七、九七四、九七
西宮銀行	八〇、四〇七、六四	八三、八七三、四〇

金融恐慌と府下の産業組合

一九三

府下産業組合の現況

銀行名	預ケ金額	組合数	聯合會
關西信託	八〇,〇〇〇,〇〇	1	八〇,〇〇〇,〇〇
中庄銀	七〇,〇〇〇,〇〇	1	七〇,〇〇〇,〇〇
河泉銀	五六,七八六,〇〇	1	六六,七八六,〇〇
更池銀	五五,三三三,〇〇	1	五五,三三三,〇〇
四三三銀	四九,三三三,〇〇	1	五五,四八五,〇〇
辻林銀	四五,二六一,〇〇	1	四五,二六一,〇〇
加島信託	五〇,〇〇〇,〇〇	1	五〇,〇〇〇,〇〇
泉陽銀	三五,一〇九,〇〇	1	三五,一〇九,〇〇
岸和田銀	三三,八五〇,〇〇	1	三三,八五〇,〇〇
安田信託	三〇,〇〇〇,〇〇	1	三〇,〇〇〇,〇〇
三井信託	二七,八七七,二二	1	二七,九八九,二二
勸業銀行大阪支店	二五,四七二,七五	1	二五,四七二,七五
尼崎共立銀	三〇,〇〇〇,〇〇	1	三〇,〇〇〇,〇〇
和泉銀	二一,〇一三,〇〇	1	二一,〇一三,〇〇
八尾銀	二〇,七三七,〇〇	1	二〇,七三七,〇〇
貝塚銀	二〇,七三六,〇〇	1	二〇,七三六,〇〇
野村銀	一九,九〇四,〇九	1	一九,九〇四,〇九
山城八幡銀	一九,〇〇〇,〇〇	1	一九,〇〇〇,〇〇
長野銀	一七,七四七,〇〇	1	一七,七四七,〇九
合計	六,四九六,〇六〇,一六	五八九,一三五,五〇	七,〇八五,一九五,六六

以上の内で、休業銀行に引掛つたもの四〇〇、七四三圓三七であつて、村井銀行の二組合一二七、〇〇〇圓が金額最も多く、河泉銀行の十二組合は組合数に於て最も多い。即ち左表の通である。

銀行名	預ケ金額	組合数	聯合會
須知銀	一七,五九五,一一	1	一七,五九五,一一
尾崎銀	一二,〇〇三,〇〇	1	一二,〇〇三,〇〇
第一音銀	一〇,〇〇〇,〇〇	1	一〇,〇〇〇,〇〇
山崎國銀	九,〇〇〇,〇〇	1	九,〇〇〇,〇〇
五音銀	七,一九八,〇〇	1	七,一九八,〇〇
住友銀	六,二八四,八一	1	六,二八四,八一
大阪農工銀	四,七八五,〇〇	1	四,七八五,〇〇
六興銀	一,七三一,〇〇	1	一,七三一,〇〇
日本興業銀	一,二三二,〇〇	1	一,二三二,〇〇
合計	六,四九六,〇六〇,一六	五八九,一三五,五〇	七,〇八五,一九五,六六

金融恐慌と府下の産業組合

銀行名	預ケ金額	組合数	聯合會
村井銀	一二七,〇〇〇,〇〇	二	1
近江銀	八三,八七三,四〇	二	1
十陽銀	八七,九七四,九七	八	1
泉陽銀	三五,一〇九,〇〇	三	1
合計	三〇〇,〇〇〇,〇〇	一三五	四

府下産業組合の現況

一九六

河	六六、七八六、〇〇	一二	—
泉	—	二七	—
銀行	—	—	—
計	四〇〇、七四三、三七	—	—

右の内で拂戻を受けたるものは、昭和二年末現在に於て、泉陽銀行の半額即ち一七、五五四圓五〇ミ河泉銀行の全額即ち六六、七八六圓、計八四、三四〇圓五〇であつて大部分は解決を見ないで居る。

今次の財界變動に當つて、産業組合の採つて來た方針ミ、之に依つて蒙つた影響は、大要右の様であるが、一面之等休業銀行より、資金の供給を受けて居た商工業者は、全く資金の融通を絶たれるこミ、なり、之が爲に事業の繼續を困難ならしむるに至つたが、彼等の内、其の規模大にして且つ信用の鞏固である少數の企業者は、其の取引銀行の休業に會つても、他の銀行ミ新なる取引を開始するこミ比較的容易であり、又彼等は一般に多行取引主義を採り、平素多數の銀行ミ取引關係を有してゐたから、或銀行の休業に會ふも、資金の調達上打撃を蒙るこミ比較的少かつた。此の事は融通の方面のみでなく、預金に就いても同様の現象を見た様である。然しながら、中小商工業者は全く右のやうな便宜を缺いて居たから、取引銀行の休業に依り、爾後資金の供給は杜絶し、非常な難境に陥るに至つた。従つて本件勃發以來、組合員は銀行ミの取引を中止し、組合ミ取引をなすもの増加し、又一面、切實に相互金融の必要を痛感した様である。そして組合に於ても此の機に、大に相互金融機關の機能を發揮する共、組合精神の普及に努めた結果、却つて好成績を擧げてゐるもの尠くなく、成る程度の轉禍爲福の實を擧げ、以て産業組合の基礎を益々鞏固ならしむるに至つた様である。

三、産業組合の指導並監督

組合法發布當時に於ける状況及

専任職員の設定

明治三十三年産業組合法發布當時は、知事菊池侃二氏の時代である。當時産業組合事務を取扱つたのは、内務部第四課であつた。即ち内務部長西澤正太郎、第四課長宮崎豊次の兩氏に依つて主管せられ、之に屬武藤承太郎、武田一鑑、片山宗太郎の諸氏が事務を取扱つて居た。従て清水、歌垣兩組合の設立許可の如きも是等の人々に依つて初めて處理せられた譯であるが、勿論當時に於ては、組合事務に専屬した職員は無かつたもので、何れも他の各種の事務を掛持で擔當してゐたものである。其の後府の部課の制度の變更に伴つて、組合事務も主管課に移動を來して居る。即ち明治三十八年からは第三部農商課に屬し、三十九年更に、内務部農商課に屬した。明治四十四年度に至つて、初め

て府費で五百圓の支會補助金を支出して、支會事業を奨励することゝなつた、是。府費を以て産業組合を奨励し出した第一歩であつて、爾來毎年之を支出して來て居る。大正四年に至つて、府は府令を以て初めて産業組合法施行細則を發布し、指導監督方法の細目を定めた。此の細則は大正七年に第一次の改正を爲し、八年更に之を改め、昭和元年に至つて大改正を行つて、今日に至て居る。

斯くて組合数の増加、事業の伸展に伴つて、組合事務は逐年増加し、且大正六年、組合登記の制度が改められた結果、府の事務も激増したので、此の年初めて屬一名を組合事務に專屬せしめ、之に其他の係員から掛持を以て事務を處理することゝした。然しまだ此の時代の府の指導監督事務は、極めて消極的のものであつて、單に法の命ずる手續を取扱ふ位に過ぎなかつた。

大正八年主管課が内務部農務課に移つたが、此の年初めて、府費を以て組合事務の職員を置き、初代の産業組合主事として、井上龜五郎氏が來任した。府が産業組合奨励監督五ヶ年計劃を定めたも、此の年であつて、當時の府費豫算を示せば次の通である。

俸給	一、二〇〇圓	主事給一名分
旅費	四六三	
雜費	二九七	
計	一、九六〇	

翌九年には、更に産業組合主事補一名を置き、大正十一年に主事補を二名とした。大正九年に産業部が新設せられ

た爲、組合事務は産業部農務課に屬したが、大正十二年に、農務課から産業部商務課に移り、翌十三年に産業部の廢止と共に内務部商務課に屬して現在に至つて居る。而して此の年更に、産業主事補一名を増し、且初めて府の監督規程を設けた。然し斯様に逐次係員を増し、事務の陣容も整つて來た様なもの、組合事業は年一年長足の増加を示し、事務は年と共に繁激を加へて來る一面、之が監督は愈々緊要となつて來たので、大正十四年に至つて更に農林主事補三名を増員して、農林主事一名、農林主事補六名とした。之に依つて專屬の機關も稍整つて來たので、府は此の頃から極力監督を勵行し、不振組合、基礎薄弱な組合の整理、改善等を一段に勵行する事が出来る様になつて來た。斯くて昭和二年に至つて、組合事務の増加、並郡役所廢止後に於ける、指導監督事務の遂行等に鑑みて、更に農林主事補三名、屬一名を増し、現在専任職員は主事一名、主事補九名、屬一名計十一名を以て愈々指導、監督の實績を擧ぐるに努むる事となつた。今大正八年以來府の組合關係豫算を擧ぐれば、次の通である。

産業組合關係府費豫算

大正八年	俸給	旅費	雜費	支會補助	計	摘	要
	一、二〇〇圓	四六三圓	二九七圓	一、一〇〇圓	三、〇六〇圓	主事一名	

至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
現昭	現昭	現昭	現大	現大	現大	現大	現同	同同	同同	同同	同大	現大
和	和	和	正	正	正	正					正	正
二	二	二	十	十	十	十	十	十	十	十	十	九
年	年	年	五	四	四	四	四	五	三	三	二	年
七	五	四	五	十	六	四	四	七	六	五	七	年
在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月

西	榑	大	中	前	葦	山	岩	西	久	小	植
尾	本	谷	井	田	原	路	崎	野	野	原	木
		謙		英							
利	輝	次	宣	太	米	輝	善	甚	一	攻	貞
一	義	郎	三	郎	藏	造	作	藏	郎	弼	一

主 事

至自	至自	至自	至自	至自
現同	同同	同同	同同	同大
				正
十	十	十	九	八
四	三	三	年	年
年	年	年	年	年
八	五	六	四	十
在月	在月	在月	在月	在月

上	外	西	井
田	山	川	上
			龜
忠	親	三	五
次	三	郎	郎

屬

至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
現同	同同	同同	大同	同同	同同	同明	大明
			正	四	四	治	治
十	十	九	七	四	四	十	五
五	四	年	四	九	九	一	一
年	年	年	年	年	年	年	年
七	八	三	四	三	七	二	六
在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月	在月

檀	上	永	古	片	武	武
野	田	井		山	田	藤
			田	宗		承
憲	忠	多		太	一	太
二	次	門	誠	郎	鑑	郎

主 事 補

指導並監督に関する諸規程

大阪府産業組合獎勵監督五ヶ年計劃

(大正八年制定)

第一、緒 言 (略)

第二、成 績 (略)

第三、産業組合不振の原因

甲、各 種 組 合

- 1、設立前に於て基本調査を缺けること
- 2、目的及種類の選定が適當ならざること
- 3、區域の設定を誤れること
- 4、組織が實際の状況に適當せざること
- 5、出資一口の金額が少額に失すること
- 6、出資の拂込方法が適當ならざること

- 7、事業目論見計畫を定めざること
- 8、組合員が少數なること
- 9、出資口数の少きこと
- 10、役員の人選を誤り爲に組合經營の能力なき者あること
- 11、役員が人氣取政策にのみ腐心する者あること
- 12、役員が成功を急ぐの弊あること
- 13、役員が經營及實務に関する研究の足らざること
- 14、役員に熱誠を缺き且彈力なき者あること
- 15、役員に相當の報酬を支給せざる者あること
- 16、事務員の選任及指導當を得ざること
- 17、組合員の訓練に関する施設を缺く者あること
- 18、帳簿及書類の整備を缺く者あること
- 19、報告及届出を怠る者あること
- 20、法令定款に違反する者あること
- 21、組合員が組合に関する智識を缺き且團體的精神に乏しきこと
- 22、町村自治との關係が密接ならざる者あること
- 23、各種團體との連絡を缺く者あること
- 24、外部の迫害に對抗し得ざる者あること

乙、信 用 組 合

指導並監督に関する諸規程

産業組合の指導並に監督

- 1、勤儉貯蓄の奨励充分ならざる者あること
- 2、蓄積の目的に非ずして一時的預金の多き者あること
- 3、貯金の種類及集積方法の不充分なる者あること
- 4、貯金が組合員の全部に普及せざる者あること
- 5、貯額金の僅少なる者あること
- 6、組合員の信用調査を充分に爲さざる者あること
- 7、貸付金の用途を調査せざる者あること
- 8、貸付方法に缺陷あること
- 9、貸付金固定の弊あること
- 10、貸付金の効果不充分なる者あること

丙、販 賣 組 合

- 1、販路の調査及擴張が充分に行れざること
- 2、品等検査が勵行せられざること
- 3、取扱物品に對する注意の足らざること
- 4、組合員が組合利用の觀念乏しきこと
- 5、拔賣の行はるゝ者あること
- 6、物品の加工行はれざる者あること
- 7、技術及意匠の改良行はれざる者あること

丁、購 買 組 合

- 1、取扱物品が多種に過ぐるの弊あること
- 2、物品の仕入拙劣なる者あること
- 3、組合員が組合利用の觀念乏しきこと
- 4、取扱物品の數量少きに失する者あること
- 5、物品の加工行はれざる者あること
- 6、拔買の弊あること
- 7、購買程度の調査を缺く者あること
- 8、物品の賣却に付市價主義の勵行せられざる者あること
- 9、現金賣買の行はれざる者あること
- 10、賣掛代金の回收困難なる者あること
- 11、商品の棚卸を怠る者あること
- 12、事務の簡捷を圖らざる者あること

戊、生 産 組 合

- 1、加工の設備不充分なる者あること
- 2、加工に關する研究の足らざる者あること
- 3、加工料の適當ならざる者あること

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

- 4、利用設備の充分ならざる者あること
- 5、利用料の適當ならざる者あること
- 6、加工及利用の設備を自助資金に依りざる者あること
- 7、加工及利用の必要と利益とを周知せしめざる者あること

巳、組合員

- 1、組合精神を諒解せざる者あること
- 2、教育の程度低く智識の幼稚なる者あること
- 3、共同團結の思想乏しき者あること
- 4、信用徳義の觀念低きこと

第四、設立の奨励

甲、町村方面

- 1、町村役場に於て先づ設立の發企を爲すこと
- 2、組合の中心人物となるべき者を物色すること
- 3、町村の有志を集め指導員の出張を得て協議會を開催すること

- 4、町村の有志を各部落に網羅し先づ其の有志家のみを以て設立許可の申請を爲すこと
- 5、設立の許可ありたるときは適當の時期に講師を招き町村民の大部分を集め講演會を開催して加入の勧誘を爲し且組合精神の徹底に努むること

乙、官廳及團體方面

- 1、必要と認むる地方に講演會を開催すること
- 2、町村役場吏員及地方有志に對し直接勧誘を試むること
- 3、設立奨励に必要な印刷物を配布すること
- 4、優良組合の視察會を開催すること
- 5、理事者養成講習會を開催すること
- 6、實務者の養成所又は練習所を設置し事務員を養成すること
- 7、市街地の組合を奨励する場合は可成市役所商業會議所等と協力して其遂行に努むること

第五、指導の方法

甲、指導者の養成

- 1、少くとも毎年一回各郡市及其の農會、郡部會の役職員を集め指導者養成講習會又は指導の目的を以て打合會を開催する
- 指導並監督に関する諸規程

こと

2、毎年一回郡市主任の協議會を開催すること

乙、組合幹部の養成

- 1、少くとも毎年一回各郡市毎に部内組合の役員及事務員の招集を行ひ演習的講演會を開催すること
- 2、毎年府下數ヶ所に理事者養成講習會を開催すること
- 3、郡市又は其の部會等と協力して實務講習會を開催すること
- 4、毎年優良産業組合を數箇所宛選定して視察會を開催し實地其の業務に付説明批評等の方法に依り指導すること
- 5、毎年各郡に開催する幹部演習會又は實務講習會の際研究會を併せ開催すること
- 6、郡部會總會には可成吏員を派し講演を爲さしめ又は協議問題に付意見を述べしむること
- 7、組合事務所に就き單獨指導を爲し又は適當なる場所に帳簿書類を携帶せしめ集合指導を爲すこと
- 8、毎年一回監事に對する監査方法講習會を開催すること
- 9、監事の監査規程を設けしめ自治監査の實を學べしむること
- 10、時々理事會又は役員會を開催せしめ業務の研究事業の打合を爲さしむること
- 11、府の内外を問はず優良の組合又は聯合會を單獨又は團體にて視察せしむること
- 12、帳簿報告書通帳袋等を印刷調製し實費配付を爲すこと
- 13、各種資料印刷物を配布すること
- 14、毎年一回府下産業組合大會を支會總會の際に開催すること
- 15、毎年一回大會等の際に優良組合を表彰すること

丙、組合員の訓練

- 1、總會又は設立記念日等に講演を爲すこと
- 2、組合員の心得貯金奨励の乘等を印刷配布して其の鼓吹に努むること
- 3、家族婦人會を組織せしめ婦人の訓練を爲すこと
- 4、尙商會を開催し老人を慰藉せしむること
- 5、青年報德會を組織し青年の矯風作興に努めしむること
- 6、共濟會を組織し組合員の救恤慶吊表彰等に關する施設を爲し共同相助の實を擧げしむること
- 7、組合の別働隊として各小部落毎に農事小組合を組織し金融貯蓄販賣購買生産等に關する事務を分掌補助せしむるのみならず農事の指導督勵の任に當らしむること
- 8、組合員の産業並經濟に關する諸般の調査を爲す産業調査會を組織せしむること
- 9、貯金奨励の目的を以て十年据置二十年据置等の不貯金勵行會等を設けしむること
- 10、家政困難の組合員を救濟する目的を以て家政整理會を組織せしむること
- 11、簡易家計簿記の方法を教示し財産の増殖に資せしむること
- 12、農工商業に關する經濟調査の理法並家事簡易經濟の方法を學べしむること
- 13、副業奨励會を設置し適當なる副業の調査選定を爲し且之れが普及奨励に努めしむること
- 14、生産物の品評會を開催し出品物の共同販賣を行ひ代金は之を貯金に振替しむること
- 15、收支計算に關する經濟調査品評會を開催し生産物の改良を促すと同時に經濟思想の養成に資せしむること
- 16、米麥品種の改良統一を圖る爲め種子交換會を設置し優良種子の普及に努めしむること

指導並監督に關する諸規程

- 17、肥効を大にし派費を防ぎ且土壤及作物に適切なる肥料を供給する目的を以て共同配合を行はしむること
- 18、製繩、製蔴、製織製紙等共同作業場を設置し共同勞作の利益を獲得せしむること
- 19、共同植林、共同開墾、共同桑園、共同稚鷺飼育、共同苗代等共同經濟事業を行はしむること
- 20、公會堂を設置し普通公會に使用するのみならず冠婚葬祭宴會等にも利用せしむること
- 21、圖書室、農具、農産物、肥料等の陳列室を公會堂に附設して公庶の利便に供すること
- 22、巡回文庫を設置し智徳の練磨に努めしむること
- 23、地方の状況に依り共同浴場、共同宿泊所、簡易食堂等を設置して衆庶の利便に供すること
- 24、火鉢、食器、座蒲團、被蒲團等を備へ客用として貸付せしむること
- 25、傳習所を設け生産上の技術を慣熟せしむること
- 26、夜學其の他適當の方法に依り青年に産業組合思想の普及を圖らしむること
- 27、民力涵養に關する講演會を開催せしむること
- 28、毎年少くとも三回位組合員を集め組合の事業町村自治教育衛生等に關する通知及各期間に於ける社會的新事實の報告等の爲め報告會を開催すること

第六、組合の整理改善方法

- 1、不振組合を督勵し事業の振興を策するは勿論なるも到底事業の繼續困難なりと認むる者は之を解散せしむること
- 2、可成區域内の總戸數を網羅して組合員の増加を圖ること

- 3、單營組合は可成之を兼營組合と爲すこと
- 4、大字組合は之を町村組合に擴張せしむること
- 5、出資口數、出資一口の金額、組合員數、貯金、責任増加等の方法に依り資金の充實を圖ること
- 6、貯金の獎勵に就ては特に一層の留意を爲し此の際極力之れが勸奨に努むること
- 7、貸付金、購買品未收代金等の回收困難に陥るものは速に之れが整理を遂げ且將來之れが防止に努むること
- 8、取扱物品の種類、品質、取扱方法、仕入向、販路、取引先等に關しては一層の研究を遂げ遺算なきを期すること
- 9、資金の融通、原料品の購買、生産設備、加工方法、生産物の販路等に關しては特に産業の改善發達に留意すること
- 10、組合員をして組合利用の觀念を深からしめ事業分量の増進に努むること
- 11、加工の方法に依り生産、販賣及購買上徹底的に利益の増進を圖ること
- 12、組合の附帶事業を盛にし以て組合的精神の發揮に努め其の基礎の鞏固を圖ること
- 13、町村自治機關たる各種團體との連絡を圖り自治の發達を扶翼すること
- 14、民風の改善徳義の向上に一層の力を用ふること
- 15、各種聯合會に加入せしめ利用厚生に違算なからしむること
- 16、産業組合中央會に加入せしめ研究發展に資せしむること

第七、監督の方法

甲、監督の方針

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

- 1、不振組合の整理改善を遂ぐること
- 2、新設組合に對しては指導に重を置くこと
- 3、比較的大規模の組合に對しては特に監督を嚴密にすること
- 4、表彰を受けたる組合に對しては特に指導監督を周匝にすること

乙、監督の體様

- 1、専任の監督者を置き常時監督を爲さしむること
- 2、登記に關する届出事業報告等届出報告に付書面監督を爲すこと
- 3、監督豫定簿を作製し置き少くとも毎年一回は必ず各組合を巡回して實地の監督を爲し且必要に應じ臨機の監督をも爲すこと
- 4、監督者は別項記載の監督注意事項に依り監督を爲すこと
- 5、監督者は産業組合法施行細則に依る指示簿に官職氏名、年月日、及指示事項を記載し次回監督の際果して其の事項を實行し居るや否やを檢照し監督の實を完ふすること
- 6、監督者は一定の監督復命書に依り復命すること
- 7、組合業務上の成績に依り成績簿を作製し優良、普通、不振不具に分ち監督上の參考に資すること

丙、監督上の注意

一、各種組合に關する事項

1、一組合員に關すること

- イ、無資格者をして組合員たらしむるものなきや
- ロ、區域外に轉住したる者あるも脱退手續履行せざるものなきや
- ハ、新加入者は第一回出資拂込金及加入金の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載すべきに加入金のみを徴して組合員名簿に登録せるものなきや
- ニ、定款に脱退當時の財産に依りて拂戻すべき持分を算定する規定なきに拘らず年度末經過前に拂戻することなきや
- ホ、法人を組合員と爲す場合定款の規定に準據せざるものなきや
- ヘ、組合員が區域内の一小區に止まり全部に及ばざるものなきや
- ト、組合員が中産以上の者に限られ小産者に及ばざるものなきや

2、役職員に關すること

- イ、役職員の人格執務の状況等より見て不正の行爲又は不熱心の態度なきや
- ロ、理事の事業經營振に於て批難すべき點なきや
- ハ、監事の監査振適當にして且其の實舉りつゝありや
- ニ、事業經營上の研究を怠らざるや
- ホ、組合と理事との貸借に付監事が代表手續を爲さざるにあらずや
- ヘ、監事にして信用評定委員其の他の事務員と相兼ねることなきや
- ト、理事監事の間又は役員と組合員との間が圓滿を缺くことなきや
- チ、組合役員と町村吏員との間には圓滿を缺くことなきや
- リ、理事監事の給料報酬又は賞與金が定款總會の決議に依りて支給せられたるものなりや

指導並監督に關する諸規程

ヌ、役員の実費弁償又は旅費等の支給規程が總會の承認を経たるものなりや

3、總會に關すること

イ、總會の招集が定款の規定に従ふ期間前なりや

ロ、總會の招集狀に會議の目的及招集者の職氏名の記載ありや

ハ、決議録中に出席者の員數を記載せるや

ニ、代理權が定款規定の員數に超過するなきや

ホ、委任代理を受けたる者あるも委任狀を徴せざる者又は之を徴するも其の委任狀に印紙の貼用を缺くことなきや

ヘ、決議の方法及決議録の記載が定款及議事細則と相違するなきや

ト、役員を選任又は解任が總組合員の半數以上と議決權の四分の三以上に達せざるなきや

チ、各事務所に決議録の原本を存置せざるなきや

リ、決議録に署名者の署名若しくは記名捺印なきものなきや

ヌ、前年度繰越の借入金貸付金ある場合に於て施行規則第十二條に依る最高金額を夫れ以下に決議し居らざるや

4、出資に關すること

イ、定款規定の方法に依り拂込を爲さざるものなきや

ロ、配當金及特別配當金は出資の拂込を終る迄は其の拂込に充つべきに直ちに組合員に配當せるものなきや

ハ、理事が随意に出資の拂込を延期せることなきや

ニ、出資の拂込を現金を以て爲さず組合より金員を借入したるもの、如く裝ひ借用證書を以て之を爲したるものなきや

ホ、理事が適宜に出資の拂込を停止せるものなきや

5、定款に關すること

イ、定款變更の認可を受け原本に訂正を加へざるものなきや

ロ、各事務所に定款の原本を備へざるなきや

ハ、組合備付の定款に印紙の貼用なきもの又は設立者の署名捺印なきものなきや

ニ、事業等に對照し定款中不備の點なきや

ホ、業務上定款違反の行爲なきや

6、加入金、増口金、過意金に關すること

イ、出資の拂込を怠りたる者に對し過意金の徴收を爲さざるものなきや

ロ、加入金、増口金、及過意金は直ちに之を準備金に組入るべきに損益科目に編入するなきや

ハ、定款の規定なきに加入金増口金を徴するなきや

ニ、定款には手数料主義に依り加入金を徴する規定なるに持分均等主義に依り徴するなきや

7、現金保管及仕拂證書に關すること

イ、多額の現金を組合に存置し何等預入又は運用の方法を講せざるものなきや

ロ、組合の現金を組合長又は常務理事の私金と混同し其の實額を知る能はざるものなきや

ハ、現金を役員以外の者に委託保管を爲さしめざるや

ニ、低利資金を借入れ單に之を役員間に保管利用を爲さしむるなきや

ホ、餘裕金の預入先は總會の承認を経たるものに限るべきに何等承認の手續を経ずして猥りに預入を爲すなきや

ヘ、經費等支拂證書中支途不明のもの又は領收證書なきものなきや

ト、領收證書の宛名が個人名義となり居るもの又は印紙の貼用なきものなきや

チ、現金有高が日記帳現在に一致せざるものなきや

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

8、帳簿書類の作製整理に關すること

- イ、帳簿の設備及様式が府令施行細則に準據せざるものなきや
- ロ、日記帳に於て左記不備の點なきや
 - (一) 日計現在の算出なきもの
 - (二) 勘定科目が府の通牒に違ふもの
 - (三) 日々の記帳を怠るもの
 - (四) 日々の現金が多きに過ぐるもの
 - (五) 取引の内容と勘定科目とが一致せざるもの
 - (六) 現金の出納なき振替取引を記入せざるもの
 - (七) 計算の違ふもの
- ハ、元帳に於て左記不備の點なきや
 - (一) 索引又は見出を設けざるもの
 - (二) 日記帳に記載せずして直に元帳に記載せるもの
 - (三) 口座及記載事項が日記帳と相違せるもの
 - (四) 各口座共月計の算出なきもの
 - (五) 違算あるもの
 - (六) 貸借對照表と相違せるもの
- ニ、持分重帳に於て左記不備の點なきや
 - (一) 持分の算定方法が規定に違背せるもの

(二) 持分額の記入なきもの

ホ、組合員名簿に於て左記不備の點なきや

- (一) 一部の記入を缺くもの
- (二) 脱退、持分譲渡又は新加入若くは増口あるも其の手入を爲さざるもの
- (三) 末尾に組合員數及出資口數増減表を添付せざるもの
- ヘ、その他帳簿の記入漏又は誤記等なきや
- ト、毎月末に貸借對照表を作製せざるなきや
- チ、書類の編綴整理方が府令施行細則に依らざるものなきや
- リ、事業執行細則を備へざるもの又は之を備ふるも其の規定が法令定款に違反するなきや
- ヌ、指示簿を備へざるものなきや

9、登記に關すること

- イ、理事監事の退任又は就任の登記を怠るものなきや
- ロ、無限責任組合又は保證責任組合に於て加入脱退及氏名住所の變更登記を怠るものなきや
- ハ、出資の總口數及拂込みたる出資の總額の異動届を怠るものなきや
- ニ、登記及組合原簿の變更に關する届書に添付すべき書類の脱漏又は不備の點なきや
- ホ、登記又は組合原簿に關する届書が府令施行細則に違ふことなきや

10、届出報告に關すること

- イ、施行規則第十條に規定せる書類の報告を怠るものなきや
- ロ、施行規則第十二條に依る届出を怠るものなきや

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

二二二

ハ、其他府令施行細則に依る届出報告を怠るものなきや

11、準備金其他積立金に關すること

イ、法定款に違背なく積立てありや

ロ、管理方法が適法に行はる、や

12、餘裕金に關すること

イ、餘裕金を有利に運用する目的を以て却て資金を固定に導くことなきや

ロ、餘裕金を適法に保管し居るや

13、借入金に關すること

イ、借入最高限度の決議が適當なりや

ロ、借入金の用途借入先利率期限其他の條件が適當なりや

ハ、借入現存額が決議額の範圍内なりや

ニ、借入金の運用及其の償還が適當なりや

14、事務所に關すること

イ、定款規定の場所に事務所を置かざるもの又は定款規定以外の場所に取扱所若しくは假事務所を設くものなきや

ロ、事務所に標札を掲げざるなきや

二、信用組合に關する事項

1、貸付金に關すること

イ、貸付に當り信用程度表又は貸付最高金額表を参照せざるものなきや

ロ、貸付に際し用途の調査を缺き貸付後使用状況の調査を爲さざるものなきや

ハ、少數者に多額の貸付を爲すものなきや

ニ、貸付金の用途不明なるものなきや

ホ、貸付金の償還方法を調査せず漫然貸付けたる結果資金の回収困難に陥りたるものなきや

ヘ、組合員に非ざる者に貸出したるものなきや

ト、借用證書を徴せずして貸付けたるものなきや

チ、借用證書と關係帳簿と一致せざるものなきや

リ、借用證書に印紙の貼用なきものなきや

ヌ、定款に保證人を立てしめ又は擔保を供せしむる規定あるに拘はらず其の手續を経ずして貸付けたるものなきや

ル、貸付最高金額の決議に反し超過せる貸付を爲すものなきや

ヲ、信用程度表又は貸付最高金額表の信用貸限度以上擔保を徴して貸付せる場合總會の決議の限度を超過しあらざるや

ワ、低利資金を目的以外の用途に貸付せざるや

カ、貸付金の辨濟を怠る者あるに遅延利息を徴せざるものなきや

ヨ、貸付金の延滞なきや若しありせば其の原因何れにありや

タ、期限経過の貸付金に對し證書の書換を爲さしめありや

レ、貸付金の利息の收入を怠るなきや

ソ、貸付金固定の防止方法を講じつゝありや

ツ、貸付金に依り家政整理を遂行せしめたるものありや

ネ、當座貸越契約に依る貸付を爲し居るものありや

指導並監督に關する諸規程

二二三

産業組合の指導並に監督

- ナ、約束手形に對し貸付けたるものありや
- ラ、貸付の用途期限利率償還方法が適當なりや
- ム、貸付期限の長期に失するものなきや
- ウ、利率の等差が金額若くは人に依りて異なるものなきや

2、信用程度及貸付最高金額に關すること

- イ、信用程度表又は貸付最高金額表の作製なきものなきや
- ロ、信用程度の査定を單に財産若くは出資口數を標準とし對人信用に關する標準に依らざるものなきや
- ハ、貸付最高金額の作製標準が適當を缺くことなきや
- ニ、信用程度表又は貸付最高金額表は組合員に公開しつゝありや

3、貯金に關すること

- イ、貯金の獎勵に關する特別規程ありや
- ロ、貯金は如何にして獎勵しつゝありや
- ハ、貯金の種別は如何になりつゝありや
- ニ、蓄積の目的に非ざる一時的預金の多きものなきや
- ホ、貯金が全組員に及びつゝありや
- ヘ、家族貯金及團體貯金も相當入金しつゝありや
- ト、貯金利率は貯金の種別に従ひ適當なりや
- チ、貯金利率を計算期に於て元本に組込まざるものなきや
- リ、豫約貯金の取扱が適法なりや

ヌ、貯金通帳に印紙の貼用ありや

4、帳簿に關すること

- イ、貸付金臺帳に於て左記不備の點なきや
 - (一) 各欄共記載漏なきや
 - (二) 用途が具體的に明記しありや
 - (三) 貸付證書ありて臺帳に記載なく臺帳に記載ありて證書なきものなきや
 - (四) 貸付金の償還を受けたるもの臺帳整理を遂げざるものなきや
- ロ、貯金臺帳に於て左記不備の點なきや
 - (一) 貯金利率は計算期に於て元本に組込み臺帳に記載すべきに之を怠るものなきや
 - (二) 貯金臺帳の月數及積數累計を算記せざるものなきや

三、販賣組合に關する事項

1、物品の取扱に關すること

- イ、物品の受入及拂出方法が適當なりや
- ロ、物品の品等査定が公平に行はれつゝありや
- ハ、加工物品に付ては技術の眞否及其の効果の程度如何なりや
- ニ、荷造商標等が適當なりや
- ホ、荷揃及加工上より生じたる屑物が正當に處分せられつゝありや
- ヘ、組合員の生産物に非らざる物品を取扱ふことなきや

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

二二六

ト、組合員が自己の生産物に非らざる物品を偽りて委託若くは販賣することなきや
チ、拔賣の弊なきや若しありせば其の防止方法を如何に講じつゝありや
リ、委託は指値なりや將た成行なりや

2、販賣方法に關すること

イ、販賣は隨意契約、競争入札、特約販賣の何れに依るや
ロ、競争入札に依るものにおいて弊害の隨伴するなきや
ハ、販賣先との契約が至當にして且適法なりや
ニ、販賣の調査擴張が如何に行はれつゝありや

3、販賣代金に關すること

イ、假渡金及其の利率が適當なりや
ロ、加工料及販賣歩合等適當なりや
ハ、販賣價格の決定標準及其の方法が適切なりや
ニ、販賣代金の回収は迅速に且確實に行はれつゝありや
ホ、委託物品代金の精算及買取物品代金の支拂が的確に且迅速に行はれつゝありや
ヘ、取引先との間に不正行為の行はるゝことなきや

4、帳簿に關すること

イ、規定の帳簿を備へざるものなきや
ロ、規定の帳簿に記載を缺き又は關係帳簿間の對照を缺くものなきや

四、購買組合に關する事項

1、購買方法に關すること

イ、取扱物品の種類は定款規定の範囲内なりや若し總會又は理事會の決議を経べき物ならば其の決議に依りたる物なりや
ロ、取扱物品の撰擇を誤ることなきや
ハ、取扱物品多種に涉り爲に事務不整理を來すの虞なきや
ニ、産業用品と生計用品と何れに重を置くや
ホ、奢侈品をも取扱ひ居るや
ヘ、原産地よりの仕入なりや
ト、適切なる購買の時期を把握しつゝありや
チ、注文買を主とするや將た見越買を常とするや
リ、注文買にすべき物を見越買と爲す爲め組合員間に於ける消化困難なる事情なきや
ヌ、價格の變動著しき物品を平均買にせず思惑買を爲すことなきや
ル、特約店より直接購買せしむる物ありや
ヲ、見本購買に依る物ありや
ワ、肥料に付ては成分賣買の方法に依り且分析檢量を爲すや
カ、聯合會利用の狀況は如何なりや

2、物品の加工及貯藏に關すること

イ、物品の加工行はれざと爲め組合員の利益少きに失せずや
ロ、加工の方法適切なりや
ハ、物品の貯藏方法適當なりや

指導並監督に關する諸規程

二二七

3、物品の賣却に關すること

- イ、組合員組合利用の程度低きものなきや
 - ロ、組合員が抜買の弊なきや若しありせば之に對し如何なる防止策を講じつゝありや
 - ハ、組合員に對し購買の奨励方法を講じつゝありや
 - ニ、時々相場表を配布しつゝありや
 - ホ、購買程度表を作製しありや
 - ヘ、購買程度の調査を爲しつゝありや
 - ト、店舗式に依るや將た配達式に依るや
 - チ、店舗又は配達方法が適當なりや
 - リ、直賣式の外間賣式をも採用し居るや
 - ヌ、物品を永く寝かせ居るの事實なきや
 - ル、注文物品の引取は的確に行はれつゝありや若し指定期間内に引取を了せざるときは如何なる方法を探りつゝありや
 - ヲ、物品の管理が正確に行はれつゝありや
 - ワ、時々物品の棚卸を行ひつゝありや
 - カ、不用物品は如何に処分しつゝありや
 - ヨ、組合員轉賣の事實なきや
 - タ、抜買又は轉賣に對し如何なる制裁方法を探りつゝありや
- 4、賣却代金に關すること
- イ、賣却代金は市價主義、原價主義、歩合金主義、折衷主義の何れを採用しつゝありや

- ロ、賣却代金の徴收は現金主義なりや又其れが斷行せられてありや
- ハ、賣却代金の延納を許すものこせば物品に依りて區別するや將た人に依りて差別ありや
- ニ、賣掛代金の回收困難に陥るものなきや
- ホ、賣却代金の延納に證據を徴せるものありや
- ヘ、延納證書を作成せしむるに一定の標準ありや
- ト、賣却代金の延納を承認し期間經過後猶其の回收を怠るものなきや
- チ、賣價と市價との差額中より別途貯金を爲さしむるの手段を講ずるものなきや
- リ、延納代金の利率適當なりや

5、帳簿に關すること

- イ、規定の帳簿を備へざるものなきや
- ロ、規定の帳簿に記載を缺き又は關係帳簿間の對照を缺くものなきや
- ハ、傳票及小票を採用して事務簡捷を講じつゝありや
- ニ、購買通帳購買票等を發行し居るや

五、生産組合に關する事項

1、加工に關すること

- イ、加工物品の種類は適當なりや
 - ロ、主たる材料の外助成材料をも用ふるや
- 指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

二三〇

- ハ、加工設備に缺陷なきや且其の資金は自助資金を主とするや
 - ニ、加工に關する研究を怠らざるや
 - ホ、加工方法は適切なりや
 - ヘ、加工料の率は適當にして且其の徴收は的確に行はれつゝありや
 - ト、生産物は如何に處理せられつゝありや
 - チ、加工品の副産物は如何に處理せられつゝありや
 - リ、加工に依る増價額と加工料との比較に於て組合員は何程を利得しつゝありや
- 2、利用に關すること
- イ、利用物件は適切なりや
 - ロ、利用設備に缺陷なく且其の資金は自助資金を主とするや
 - ハ、單獨利用なりや將た共同利用なりや
 - ニ、共同利用を爲すものにおいて企業上の危険は組合員之を負擔するや
 - ホ、利用料の率は適當にして且之れが徴收は的確に行はれつゝありや
 - ヘ、利用に依りて生産能率の増進及品質の改善が如何に行はれつゝありや
 - ト、利用に依りて生産費の節減の行はるゝ程度何程位なりや
 - チ、生産物は如何に處理せられつゝありや

3、帳簿に關すること

- イ、規定の帳簿を備へざるものなきや
- ロ、規定の帳簿に記載を缺き又は關係帳簿間の對照を缺くものなきや

六、農業倉庫に關する事項

1、保管に關すること

- イ、生産者及地主の物を主とするや、商業者又は其の他の物に重を置くの傾向なきや
- ロ、他の農業倉庫業者の寄託を受くることありや
- ハ、組合員の物よりも組合員外の物に重を置くの傾向なきや
- ニ、穀物又は繭以外の物の保管に重を置くの傾向なきや
- ホ、混合保管を主とするや將た単利保管を主とするや
- ヘ、米穀の積み方は適當なりや
- ト、保管期間及其の更新手續は適當に行はれつゝありや
- チ、受寄物の検査は公平に且的確に行はれつゝありや
- リ、商法第三百八十一條の規定に依る手續を實行したることありや
- ヌ、受寄物の調製、改装、荷造等適當に行はれつゝありや
- ル、運送の仲立又は取次は如何に行はれつゝありや
- ヲ、保管料、調製料、改装料、荷造料、運送料等は適當なりや

2、入庫票又は證券の發行に關すること

- イ、入庫票及證券の形式は適法なりや
- ロ、證券は單券なりや將た複券なりや及其の運用の利害は何れにありや
- ハ、證券となるべきものは入庫物品の幾割を占むるや

指導並監督に關する諸規程

二三一

- ニ、證券の紛失等の場合に於ける書替は適法に行はれつゝありや
 - ホ、證券手数料及書替料は適當なりや
 - ヘ、入庫票又は證券の偽造又は空券発行の跡なきや
 - ト、證券の偽造又は空券の發行等に對し組合長又は倉庫長並監事は如何なる點に注意しつゝありや
- 3、金融に関すること
- イ、貸付に對する倉庫部と貸付部との關係は如何なる方針の下に結ばれつゝありや
 - ロ、證券面の時價に對する貸付の程度及期間利率等は適當なりや
 - ハ、入庫票又は證券に對する銀行の貸付歩合は如何なる程度のものにして且其の期間利率等は何程位を普通とするや
 - ニ、證券に對する倉庫部よりの貸付の額は證券面及受託物品の時價の幾部分を占むるや
- 4、販賣に関すること
- イ、販賣方法は隨意契約競争入札特約販賣の何れに依るや及其の利害は何れにあるや
 - ロ、競争入札には敷札を入れるゝや若し入るゝとせば其の利害に付如何なる關係を有するや
 - ハ、販賣は受寄物の幾部を占むるや
 - ニ、販賣は一定期日を以て行はるゝや
 - ホ、平均賣を實行しつゝありや且其の方法は適當なりや
 - ヘ、銘柄取引の行はるゝ程度に達せりや
 - ト、等級穀物の格差は何程なりや
 - チ、販賣手数料は適當なりや
- 5、保險及損害に関すること

- イ、保險は如何なる條件の下に契約せられたりや
 - ロ、損害の負擔は如何に取り極められ且實行せられつゝありや
- 6、倉庫其の他の設備に関すること
- イ、倉庫の敷地建坪及収容力は何程なりや
 - ロ、倉庫の位置、方向及構造は適當なりや
 - ハ、保管倉庫以外の調製、荷造検査及執務等に関する附屬建物の構造及其の設備は適當なりや
- 7、帳簿及報告に関すること
- イ、帳簿は府通牒の様式に據りたるものなりや
 - ロ、帳簿の記載方は適當にして且誤記又は誤算なきや
 - ハ、收支算出及事業報告書は帳簿に依りて記載せられて缺點なく且法定の期間内に提出せられたりや
- 8、小作米の奨励に関すること
- イ、小作米の奨励に付何等か施設するところありや若しありとせば如何なる方法を探りつゝありや
 - ロ、小作米奨励の成績及効果何程ありや

第八、將來の計劃

前記既往の成績に鑑み而して現在に照らし更に將來を推測して茲に自大正九年至同十三年五箇年計劃を建つること左の如し

一、組合數

指導並監督に関する諸規程

産業組合の指導並に監督

1、組合豫定總數

大正十三年末に於ける各郡市別組合豫定總數左の如し

郡市名	町村數	既設組合數	新設組合數	豫定總數
西成郡	二〇	九	八	一七
東成郡	二四	五	二	一七
豊能郡	二三	四	〇	二四
三島郡	三三	九	〇	三三
北河内郡	三二	四	〇	三二
中河内郡	四〇	二	一	四二
南河内郡	四七	二	一	四九
泉北郡	三九	七	二	三九
泉南郡	四〇	一	二	四三
大阪府	一	五	五	一一
堺市	一	二	五	八
合計	二九七	一五七	一五五	三二二

2、組合新設年次豫定

各郡市別に於ける組合の新設年次豫定左の如し

郡市別	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	合計
西成郡	三	二	二	一	一	八
東成郡	五	四	二	一	一	一〇
豊能郡	三	二	二	二	一	一〇
三島郡	五	四	二	二	一	一三
北河内郡	三	二	二	二	一	一〇
中河内郡	六	五	三	二	一	一八
南河内郡	五	四	三	二	一	一五
泉北郡	六	六	四	三	二	二二
泉南郡	六	六	五	四	二	二二
大阪府	一	六	五	三	一	二〇
堺市	一	一	一	二	一	五
合計	四九	四三	三三	二三	一八	一五五

3、各年度末組合現在數

各年度末現在の郡市別組合豫定數左の如し

指導並監督に關する諸規程

郡市名	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
西成郡	一一二	一四四	一六六	一七七	一七七
東成郡	一〇〇	一四四	一六六	一七七	一七七
豊能郡	一七〇	一九九	二二一	二一七	二一七
三島郡	二四	二八	三〇	三三	三二
北河内郡	一七	一九	二一	二二	二四
中河内郡	二八	三三	三八	四〇	四〇
南河内郡	二七	三一	三四	三六	三七
泉北郡	二三	二九	三三	三七	三九
泉南郡	二四	三〇	三五	三八	四〇
大阪市	二一	二七	三二	三四	三五
堺市	三	五	六	七	七
合計	二〇六	二四九	二八二	三〇四	三二二

二、成績

1、一組合平均成績標準

各年度末に於ける一組合平均の成績標準左の如し但し購買價額販賣價額利用料は其の年一箇年間の事實なり

種目	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	摘要
組合員	一九八	二四〇	三〇〇	三三〇	四〇〇	一人ニ付二口半十年三口十一年三口半十二年四口十三年五口ノ割
出資口數	四七五	七二〇	一,〇五〇	一,四〇〇	二,〇〇〇	大正七年度末ノ三千八百圓ヲ基準トシ其後一口ニ付三圓宛拂込ノ割
出資一口ノ金額	八,五五〇	一四,〇〇〇	二四,一五〇	三六,四〇〇	六〇,〇〇〇	大正七年度末ノ二千圓ヲ基準トシ剩餘金ノ約三分ノ一積立ノ割
出資總額	四,〇〇〇	六,〇〇〇	九,〇〇〇	一四,〇〇〇	二〇,〇〇〇	大正七年度末ノ二百二十五圓ヲ基準トシ一組合員平均十五圓宛增加ノ割
拂込濟出資金	二,三〇〇	二,七〇〇	三,一〇〇	三,八〇〇	四,五〇〇	大正七年度ノ購買高約二萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
積立金	二,五〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	大正七年度ノ販賣高約一萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
借入金	二,五〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	大正七年度ノ販賣高約一萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
貸付金	一六,〇〇〇	二四,〇〇〇	三六,〇〇〇	五五,〇〇〇	八〇,〇〇〇	大正七年度末ノ二百二十五圓ヲ基準トシ一組合員平均十五圓宛增加ノ割
貯蓄金	四,六〇〇	六,二〇〇	八,一〇〇	九,九〇〇	一三,〇〇〇	大正七年度ノ購買高約二萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
買價額	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	大正七年度ノ販賣高約一萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
販賣價額	二,〇〇〇	三,〇〇〇	三,六〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	大正七年度ノ購買高約二萬圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
利用料	八,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	一二,〇〇〇	大正七年度ノ利用料七千四百圓ヲ基準トシ年々約一割宛遞加ノ割
利餘金	一,〇〇〇	一,二〇〇	一,五〇〇	一,八〇〇	二,〇〇〇	大正九年度ヲ一千圓ト假想シ爾後年々約二割宛遞加ノ割

2、總組合成績累年豫定

依り各年度末に於ける總組合の各種目成績（購買價額販賣價額利用料は其年一箇年間の事實）概算左の如し

指導並監督に關する諸規程

種 目	大正九年					同十年					同十一年					同十二年					同十三年																								
	組員数	出資口数	出資總数	拂込濟出資金	積立金	借入金	貸付金	貯蓄金	購買價額	販賣價額	利用料	利餘金	組員数	出資口数	出資總数	拂込濟出資金	積立金	借入金	貸付金	貯蓄金	購買價額	販賣價額	利用料	利餘金	組員数	出資口数	出資總数	拂込濟出資金	積立金	借入金	貸付金	貯蓄金	購買價額	販賣價額	利用料	利餘金									
組員数	3,950人	98,000口	1,760,000円	825,000円	475,000円	500,000円	2,600,000円	7,500,000円	3,600,000円	3,000,000円	200,000円	3,950人	108,000口	3,400,000円	1,500,000円	675,000円	750,000円	4,800,000円	3,000,000円	4,800,000円	4,000,000円	60,000円	300,000円	3,950人	118,000口	3,000,000円	1,800,000円	900,000円	1,300,000円	2,000,000円	3,500,000円	3,000,000円	2,400,000円	7,000,000円	3,000,000円	800,000円	100,000円	1,000,000円							
出資口数	98,000	108,000	3,400,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	108,000	118,000	3,000,000	1,800,000	900,000	1,300,000	2,000,000	3,500,000	3,000,000	2,400,000	7,000,000	3,000,000	108,000	118,000	3,000,000	1,800,000	900,000	1,300,000	2,000,000	3,500,000	3,000,000	2,400,000	7,000,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000							
出資總数	1,760,000	3,400,000	1,500,000	825,000	475,000	500,000	2,600,000	7,500,000	3,600,000	3,000,000	200,000	3,950,000	3,000,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	3,000,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000					
拂込濟出資金	825,000	1,500,000	1,500,000	825,000	475,000	500,000	2,600,000	7,500,000	3,600,000	3,000,000	200,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
積立金	475,000	1,500,000	1,500,000	825,000	475,000	500,000	2,600,000	7,500,000	3,600,000	3,000,000	200,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,500,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
借入金	500,000	1,100,000	900,000	675,000	500,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
貸付金	2,600,000	1,100,000	900,000	675,000	500,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
貯蓄金	7,500,000	1,100,000	900,000	675,000	500,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
購買價額	3,600,000	1,100,000	900,000	675,000	500,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
販賣價額	3,000,000	1,100,000	900,000	675,000	500,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	60,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	4,800,000	4,000,000	4,000,000	60,000	300,000	3,950,000	1,100,000	675,000	750,000	4,800,000	3,000,000	800,000	100,000	1,000,000		
利用料	200,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000			
利餘金	200,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000	400,000	60,000	400,000			
合計	19,500,000	10,170,000	5,650,000	3,275,000	3,000,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	19,500,000	10,170,000	5,650,000	3,275,000	3,000,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	19,500,000	10,170,000	5,650,000	3,275,000	3,000,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000	2,800,000	7,000,000

備考 信用及信用兼管組合は總數の八割、購買及購買兼管組合は總數の八割、販賣及販賣兼管組合は總數の二割五分、生産及生産兼管組合は總數の三分の計算なり

3、各組合運轉資金額累年豫定

將來五箇年間に運轉する各組合總資金額年次豫定左の如し

年 次	拂込濟出資金	積立金	貯 金		借 入 金		利餘金	合 計
			前年度繰越	本年度受入	前年度繰越	本年度借入		
大正九年	825,000円	475,000円	3,000,000円	900,000円	475,000円	3,000,000円	200,000円	14,500,000円
同十年	1,150,000円	675,000円	7,500,000円	3,300,000円	500,000円	7,000,000円	300,000円	14,675,000円
同十一年	2,550,000円	900,000円	3,300,000円	3,600,000円	750,000円	4,800,000円	400,000円	15,650,000円
同十二年	4,000,000円	1,100,000円	1,800,000円	5,000,000円	1,300,000円	7,000,000円	500,000円	18,170,000円
同十三年	6,500,000円	1,500,000円	2,000,000円	7,000,000円	2,800,000円	7,000,000円	700,000円	19,500,000円

備考 貯金本年度受入及借入金本年度借入は大正三年より同七年迄前年度繰越金との比率を算出し貯金の受入が約其の三倍借入金の借入が其の一、四倍なる割合を知り之に依りて算出したるものなり

4、五箇年後の豫定數

五箇年後の大正十三年末に於ける成績を綜合すれば左の如し

組合員數	三百十二
出資口數	十二萬五千人
出資總額	六十三萬圓
拂込濟出資金	一千二百六十萬圓
積立金	六百五十萬圓

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

積立金	百五十萬圓	
借入金	三百萬圓	
貸付金	二千萬圓	
貯金	三千萬圓	
購買價額	九百萬圓	(二箇年)
販賣價額	百萬圓	(同)
利用料	十二萬圓	(同)
利餘金	七十萬圓	(同)
運轉資金	一億九百五十萬圓	(同)
拂込濟出資金	六百五十萬圓	
積立金	百五十萬圓	
貯金	二千四百萬圓	
借入金	七千二百萬圓	
前年度繰越	二百萬圓	
本年度受入	二百八十萬圓	
前年度繰越	七十萬圓	
本年度受入	七十七萬圓	

内 譯

産業組合及産業組合聯合會監督規程 (大正十三年八月十五日 訓商第三五三號)

第一條 産業組合又ハ産業組合聯合會設立許可ノ申請アリタルトキハ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ意見ヲ附シ進達スヘシ

- 一、設立ノ必要ナル事情
 - 二、事業ニ關スル計劃ノ概要及實行方法並將來ノ見込
 - 三、産業組合ニ在リテハ區域内ノ現住戸數及將來加入スヘキ見込數、産業組合聯合會ニ在リテハ加入見込組合數若シ加入ノ見込ナキ組合アラハ其ノ名稱及事由
 - 四、設立當時ノ理事監事ノ性行經歷ノ大要並資産負債及犯罪ノ有無
- 第二條 産業組合又ハ産業組合聯合會ヨリ左ノ各號ノ一二該當スル設立許可若クハ定款變更認可申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ進達スヘシ
- 一、産業組合又ハ産業組合聯合會カ組織又ハ目的ノ變更若クハ合併ヲ爲サムトスルトキ
 - 二、信用組合ノ區域カ市町村ノ區域ニ依ラサルトキ又ハ産業組合聯合會ノ區域カ他府縣ニ涉ルトキ
 - 三、出資一口ノ金額カ産業組合ニ在リテハ金五十圓産業組合聯合會ニ在リテハ金五百圓ヲ超ユルトキ
 - 四、組合員ノ有スヘキ出資口數カ三十口ヲ超ユルトキ
 - 五、持分ノ全部又ハ一部ニ對スル利餘金配當ノ率カ年六分ヲ超ニルトキ
 - 六、事業年度カ曆年ニ依ラサルトキ
 - 七、主タル事務所ヲ區域外ニ設置セムトスルトキ
 - 八、總代會ヲ設ケムトスルトキ

第三條 産業組合又ハ産業組合聯合會ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル事實アルトキハ其ノ事由ヲ調査シ意見ヲ附シテ速カニ報告スヘシ
指導並監督に關する諸規程

シ

- 一、設立許可後一箇月ヲ経ルモ出資第一回ノ拂込ヲ了セサルトキ
 - 二、出資第一回拂込後一箇月ヲ経過スルモ事業ヲ開始シ得サルトキ
 - 三、事業ノ繼續困難ナルカ若クハ事業ヲ中止シタルトキ
 - 四、産業組合法第二十三條又ハ第三十四條ニ依リ總會又ハ總代會ヲ開催シタルトキ
 - 五、總會又ハ總代會カ産業組合法第三十一條ノ承認ヲ爲ササルトキ
 - 六、總會又ハ總代會カ理事、監事ヲ解任シ又除名シタルトキ
 - 七、通常總會又ハ通常總代會ヲ開催シ得サルトキ
 - 八、清算人カ産業組合法第七十一條又ハ第七十三條ニヨリ總會又ハ總代會ヲ開催セサルトキ
 - 九、總會又ハ總代會ノ招集及決議並理事、監事及清算人ノ行爲ニシテ法令若クハ定款ニ違背シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アルトキ
 - 一〇、産業組合法第二十四條ニ依リ總會又ハ總代會ノ決議取消ノ請求アリタルトキ
 - 一一、産業組合法施行細則第十八條第二十條ノ事件發生シタルトキ
- 第四條 産業組合法施行規則第十二條ニ依ル書類ヲ受理シタルトキ若シ意見アラハ之ヲ具シテ進達スヘシ
- 第五條 毎年一回以上部内産業組合及産業組合聯合會ニ付左ノ事項ヲ調査シ且整理改善ヲ要スル點ヲ指示スヘシ但シ此ノ場合ニ於テ法令若クハ定款ニ違背シ又ハ事務不整理ニシテ事態差置キ難シト認めタル事項アラハ意見ヲ附シテ其ノ都度速ニ具申スヘシ
- 一、組合員又ハ所屬産業組合及所屬産業組合聯合會ノ加入脱退及出資口數ノ増減並ニ其ノ事情
 - 二、出資拂込ノ金額並其ノ状況
 - 三、財産ノ状況
 - 四、借入金ノ状況

- 五、準備金及特別積立金ノ状況
 - 六、拂戻準備金ノ額及其ノ保管ノ状況
 - 七、現金ノ保管出納及預金並ニ擔保品保管ノ状況
 - 八、帳簿ノ整否
 - 九、庶務ノ状況
 - 一〇、理事、監事ノ職務執行ノ状況
 - 一一、信用事業ノ状況
 - 一二、販賣事業ノ状況
 - 一三、購買事業ノ状況
 - 一四、利用事業ノ状況
 - 一五、町村トノ關係
 - 一六、其ノ他必要ナル事項
- 第六條 別記様式ニ依リ産業組合又ハ産業組合聯合會憲章役員憲章及事業成績憲章ヲ備ヘ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度整理スヘシ
- 第七條 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ關シ獎勵監督上必要ナル施設ヲ爲シタルトキハ遅滞ナク報告スヘシ
- 第八條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ總會ノ決議ニ依リ解散ノ認可申請書ヲ受理シタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シテ進達スヘシ
- 一、財産ノ状況
 - 二、解散誘致ノ原因
- 指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督
 三、解散ニ依リ其ノ地方ノ産業經濟及民心ニ及ホス影響
 第一號様式

考 備	解散ノ 事由及 年月日	目的	区域	組織 責任	名 稱	事務所	
						年月日	年 月 日
						設立許可 年月日	至自 年 年 月 月 日 日 箇年
	清算 了ノ 年月日	出資 拂込 ノ方法	出資一 口ノ 金額	事業 年度			

第二號様式

役員臺帳

員任
數期

名年

就任年月日	任期满了年月日	摘 要	住 所	氏 名

備考

- 一、理事監事ハ各別ニ記載スルコト
- 二、摘要欄ニハ退任ノ事由及年月日ヲ記載スルコト

第三號様式

事業成績臺帳

年次	年度	組合員數 出資口數	出資 出資金	出資 出資金	各種 積立金	借入金	貯金高	組合員外 貯金高	貸付金	産業用品 購買高	經濟用品 同上	販賣高	利用料	剩餘金 ハ損失金	名 稱	責任	組合

指導並監督に關する諸規程

備考

- 一、本憲帳ノ巻頭ニハ部内ニ於ケル組合ノ年度毎ノ成績ノ集計ヲ記載スルコト
- 二、數字ハ總テ圓止トスルコト
- 三、手形ノ割引貸越ハ貸付金中ニ計上スルコト借入金ノ場合モ之ニ準ス
- 四、組合員外貯金高ハ産業組合法第一條第四項ノ信用組合ニ限り記載ヲ要ス其ノ他ノ信用組合ノ同居者及團體ノ貯金ハ貯金高中ニ計上スルコト
- 五、購買高ハ産業用品及經濟用品ニ分子購買組合ノ其ノ年ニ賣却シタル高ヲ又販賣高ハ販賣組合ノ其ノ年度ニ販賣シタル高ヲ計上スルコト
- 六、産業組合聯合會事業成績憲帳ハ産業組合ノ分ニ準シテ作ルコト

産業組合法施行細則

(大正十五年六月二十九日 府令第百十七號改正)

- 第一條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ設立許可又ハ合併認可申請書ニハ左ノ通定款ヲ添付スヘシ但シ各一通ノ外ハ其ノ謄本ヲ以テ代フルコトヲ得
 - 一、組合ニ在リテハ 一通
 - 二、聯合會ニ在リテハ 二通
- 三、産業組合法第一條第四項ノ事業ヲ行フ信用組合(以下市街地信用組合ト稱ス)ニ在リテハ

三通

- 定款ニハ設立者署名捺印スルノ外其ノ住所及職業ヲ記載スヘシ
- 第二條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ定款變更認可申請書ニハ其ノ變更セムトスル條項ヲ墨書シ原文ヲ朱書對照セル抄本ヲ添付スヘシ
 - 定款變更ノ結果市街地信用組合ト爲ルヘキ場合ニ在リテハ變更セムトスル定款ノ全文ヲ記載シタル謄本三通ヲ添付スヘシ
- 第三條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ設立若ハ定款變更ノ場合ニ於テ左ノ各號ノ一二該當スルトキハ設立許可若ハ定款變更認可申請書ニ其ノ必要ナル事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ
 - 一、信用組合ノ區域カ市町村ノ區域ニ依ラサルトキ又ハ聯合會ノ區域カ他府縣ニ滲ルトキ
 - 二、出資一口ノ金額カ組合ニ在リテハ五十圓、聯合會ニ在リテハ五百圓ヲ超ユルトキ
 - 三、一組員、一所屬組合若ハ一所屬聯合會ノ有スヘキ出資口數カ三十口ヲ超ユルトキ
 - 四、拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率カ年六分ヲ超ユルトキ
 - 五、事業年度カ曆年ニ依ラサルトキ
 - 六、總代會ヲ設ケムトスルトキ
 - 七、事務所ヲ區域外ニ設置セムトスルトキ
 - 八、産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ニシテ其ノ區域内ニ於ケル組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ設備ヲ利用セシメムトスルトキ又ハ區域外ニ居住スル者ニ利用セシムルコトヲ得ヘキ設備ヲ規定セムトスルトキ
- 第四條 定款變更ノ事項カ登記ヲ要スル事項ナルトキハ其ノ認可申請書ニ添付スヘキ書類ハ各二通トス但シ所轄登記所カ二以上ナル場合ニ在リテハ其ノ登記所ノ數ニ從ヒ添付書類ヲ増加提出スヘシ

指導並監督に關する諸規程

第五條 産業組合法第八十條第一項但書ニ依ル理事又ハ監事ノ選任認可申請書ニハ其ノ事由書並本人ノ履歷書ヲ添付スヘシ

第六條 産業組合法施行規則第一條ノ九第二號ニ依ル許可申請書ニハ事由書、圖面及設計書ヲ添付スヘシ

第七條 産業組合法第十六條ノ二ニ依ル届書ニハ定款一通ヲ添付スヘシ

前項届書ニハ有限责任ノ組合又ハ聯合會ニ限り組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會各自ノ出資口數及其ノ拂込金額ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第八條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ知事ニ報告スヘシ

- 一、設立許可後一箇月ヲ經ルモ出資第一回ノ拂込ヲ完了セザルトキ
 - 二、出資第一回拂込完了後一箇月ヲ經ルモ事業ヲ開始シ得ザルトキ
 - 三、事業ノ一部若ハ全部ヲ中止シタルトキ
 - 四、訴訟ノ當事者トナリタルトキ及其ノ訴訟ノ和解又ハ判決確定シタルトキ
- 前項第二號又ハ第三號ノ報告後事業ヲ開始シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告スヘシ

第九條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ左ノ場合ニ於テ總會又ハ總代會ヲ開會セムトスルトキハ開會五日前三其ノ日時、場所及附議スヘキ事項ヲ具シ知事ニ報告スヘシ

- 一、解散セムトスルトキ
- 二、産業組合法第二十三條ニ依リタルトキ
- 三、産業組合法第三十四條ニ依リタルトキ
- 四、産業組合法第三十四條ノ二ニ依リタルトキ

第十條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ理事若ハ清算人カ其ノ組合又ハ聯合會ノ破産宣告ヲ受ケタルトキハ財産目録、貸借對照表ヲ添ヘ直ニ知事ニ報告スヘシ

第十一條 産業組合又ハ産業組合聯合會ハ其ノ目的ニ從ヒ少クモ左ノ帳簿ヲ備ヘ事件發生ノ都度之ニ記載シ整理ヲ遂クヘシ但シ組合員名簿及日記帳ヲ除クノ外小票ヲ用フルコトヲ得

一、日記帳	別記第一號様式
二、元帳	同第二號様式
三、預金臺帳	同第三號様式
四、備品臺帳	同第四號様式
五、有價證券臺帳	同第五號様式
六、借入金臺帳	同第六號様式
七、組合員名簿	同第七號様式
八、持分臺帳	同第八號様式
九、貸付金臺帳	同第九號様式
十、貯金臺帳	同第十號様式
十一、手形割引臺帳	同第十一號様式
十二、拂戻準備金臺帳	同第十二號様式
十三、販賣品買取帳	同第十三號様式
十四、販賣品賣帳	同第十四號様式
十五、販賣品受拂帳	同第十五號様式
十六、受託販賣整理帳	同第十六號様式
十七、假渡金整理帳	同第十七號様式

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

十八、販賣品加工帳	別記第十八號様式
十九、購買帳	同第十九號様式
二十、購買品賣却帳	同第二十號様式
二十一、購買品受拂帳	同第二十一號様式
二十二、購買品加工帳	同第二十二號様式
二十三、利用設備臺帳	同第二十三號様式
二十四、利用帳	同第二十四號様式
二十五、利用加工帳	同第二十五號様式

前項ノ帳簿様式ニ依ルコト能ハサルトキハ其ノ事由並様式ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 産業組合又ハ産業組合聯合會ハ其ノ事業ノ状態ニ應ジ前條ニ規定セル帳簿ノ外必要ナル簿冊ヲ設クルコトヲ得
貸付、手形割引及當座貸越ノ各件數ヲ合シ二百件ヲ越ユル信用組合ニ在リテハ貸付、手形割引及當座貸越ノ各組員別現在
高ヲ知ルヘキ整理帳ヲ設クヘシ

第十三條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ代表理事又ハ専務理事若ハ事務擔當理事交迭ノ場合ニ於テハ別記第二十六號様式ニ準シ引
繼書ヲ作成シテ事務ノ引繼ヲ爲スヘシ

前項ノ引繼ヲ了シタルトキハ一週間内ニ其ノ旨知事ニ報告スヘシ

第十四條 産業組合又ハ産業組合聯合會カ解散後六箇月ヲ經ルモ清算結了ニ至ラサルトキハ其ノ事由書ニ現務ノ結了、債權取立及債
務辨濟狀況並清算結了ノ見込時期ヲ具シ財産目録、貸借對照表ヲ添付シテ知事ニ届出ツヘシ
前項報告後六箇月ヲ經ルモ仍清算結了ニ至ラサルトキハ更ニ前項ノ手續ヲ爲シ爾後清算結了ニ至ル迄三箇月毎ニ同様ノ手續
ヲ爲スヘシ

第十五條 産業組合法施行規則第十七條ノ四ニ依リ清算結了届ニ添付スヘキ決算報告書ハ別記第二十七號様式ニ依ルヘシ

第十六條 産業組合法施行規則第十條ニ依リ提出スヘキ書類ハ總會又ハ總代會ノ承認ヲ經タル後一週間内ニ別記第二十八號様式ニ依
リ提出スヘシ

第十七條 産業組合法施行規則第十二條及第十七條ノ三ニ依リ提出スヘキ書類ハ總會又ハ總代會ノ決議若ハ承認ヲ經タル後一週間内
ニ提出スヘシ

第十八條 大正六年勅令第二百一號市街地信用組合ノ拂戻準備金管理ニ關スル件第一條ニ依リ管理スヘキ有價證券ノ價額ハ時價ニ依
リ計算スヘシ但シ時價力額面高ヲ超過セル場合ト雖額面高ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 前條勅令第四條ニ依ル届書ハ別記第二十九號様式ニ依ルヘシ

前項届書ニ添付スヘキ管理ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書面トシテハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、供託法ニ依ル場合ハ供託受領證ノ謄本
- 二、郵便貯金法ニ依ル場合ハ其ノ貯金通帳現在高ノ抄本
- 三、有價證券ノ保管ニ依ル場合ハ其ノ保管證ノ謄本
- 四、産業組合聯合會貯金ニ依ル場合ハ當該聯合會ノ證明書

第二十條 第十八條ニ掲ケタル勅令第五條ニ依ル拂戻準備金ノ引出承認ヲ求ムル書面ハ別記第三十號様式ニ依ルヘシ

第二十一條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ登記又ハ組合原簿若ハ聯合會原簿記載變更ニ關スル届書ハ別記第三十一號乃至第五十四
號様式ニ依リ各二通ヲ提出スヘシ但シ所轄登記所カ二以上ナル場合登記ニ關スル届書ハ其ノ登記所ノ數ニ從ヒ増加提出ス
ヘシ

前項届書ニ添付スヘキ書類並原簿ハ届書ノ數ニ從フ

第二十二條 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ書類ハ左ノ區分ニ從ヒ編綴保存スヘシ

指導並監督に關する諸規程

年月日	摘要	日丁	借方(受)	貸方(拂)	受入 又拂	残高

備考 一、本帳ニハ口座ノ索引又ハ見出ヲ附スヘシ
二、本帳ニハ各口座毎ニ月計ヲ算記スヘシ

第三號 預金臺帳

預入先

年月日	簿番	金額	期間	期限	利率	引		利息		備考
						年月日	金額	年月日	金額	

備考 本帳ニハ取引先毎ニ口座ヲ區別スヘシ

當座預金臺帳

取引先

借越限度

契約期限

年月日	摘要	小切 手號	預入	引出	預入 又借	残高

備考 一、本帳ニハ取引先毎ニ口座ヲ區別スヘシ
二、残高力借越ノ場合ハ朱書スヘシ

第四號 備品臺帳

指導並監督に關する諸規程

第七號 組合員名簿

氏名	住 所	職 業	年 月 日	事 由	取 出 資 口 數 在	拂 込 又 ハ 讓 渡 讓 渡 現 在	拂 込 濟 出 資 金 在	年 加 月 日 入	摘 要
								取 得 讓 渡 現 在	拂 込 又 ハ 讓 渡 讓 渡 現 在

第八號 持分臺帳

持分臺帳 (甲號) (毎年改算スルモノ)

組 合 財 産	權 利 標 準	年 度 別 科 目	金 額	科 目	金 額	權 利 標 準 臺 帳 二 對 ス ル 持 分

拂 込 濟 出 資 金 標 準	特 別 積 立 金	年 度	拂 込 濟 出 資 金	權 利 標 準 臺 帳 二 對 ス ル 持 分

備考 權利標準ヲ拂込濟出資金トセル場合ヲ示ス

持分臺帳 (乙號) (毎年改算スルモノ)

氏名

年 度 別	標 準 額	按 照 資 金 標 準 分 備 金 額		持 分 合 計 額
		出 資 金	特 別 積 立 金	
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				
年 度				

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導に監督

備考 一、標準額欄ニハ其ノ組合員ノ拂込済出資金額ヲ記載スヘシ

二、按分額欄ニハ標準額ニ甲號ノ率ヲ乘シ算出スヘシ

持分率帳 (甲號) (毎年加算スルモノ)

本年度	増減	財産	標準	標準額		標準額ニ對スル持分
				科目	金額	
年度別	科目	金額	科目	金額	金額	
年度	年度					
出資金	出資金	出資金	出資金	出資金	出資金	
準備金	準備金	準備金	拂込済出資累計額			
特別積立金	特別積立金	特別積立金	同上	同上		
年度	年度	年度				
出資金	出資金	出資金	出資金	出資金	出資金	
準備金	準備金	準備金	拂込済出資累計額			
特別積立金	特別積立金	特別積立金	同上	同上		

備考 一、出資金ニ付テハ出資額ニ應シ準備金、特別積立金ニ付テハ拂込済出資累計額ニ應シテ権利ヲ有スル場合ヲ示セリ

二、當該年度ニ於ケル各財産科目ノ増減額ニ付計算スヘシ

三、損失ノ爲メ財産減少セル場合ハ朱書スヘシ

持分率帳 (乙號) (毎年加算スルモノ)

氏名

年度別	出資			準備			特別積立			持分合計額
	標準額	按分額	累計額	標準額	按分額	累計額	標準額	按分額	累計額	
年度										
年度										

備考 一、出資金欄標準額ハ其ノ年度ニ増加又ハ減少シタル出資額ヲ記載シ按分額ハ標準額ニ甲號ノ率ヲ乘シ算出スヘシ

二、準備金額標準額ハ拂込済出資累計額ヲ記載スヘシ按分額ハ標準額ニ甲號ノ率ヲ乘スルコト前項ト同様トス、特別積立金ハ準備金ニ準ス

三、累計額欄ニハ前年度ノ累計額ニ本年度按分額ヲ加算シテ記載スヘシ

四、損失ノ補填ノ爲メ持分減少ノ場合ハ朱書スヘシ

指導監督に關する諸規程

第十一號 手形割引臺帳

年月日	割引引額	手振出人	支拂人	手形番号	満期日	支拂場所	手形額面	割引歩合	料金額	擔保	決年月日	備考

第十二號 拂戻準備金臺帳

年月日	金銭伊託	有價証券			有價証券			聯合會金	合計	外倉	備考
		種類	記號	額面	種類	記號	額面				

備考 引出ノ際ハ朱書シ合計額ヲ差引算出スヘシ、尙引出ニ係ル證券ハ當該備考關ニ其ノ旨記載ノコト

第十三號 販賣品買取帳

年月日	品目	数量	價額		支拂額	未拂額	備考
			單價	總額			

第十四號 販賣帳

年月日	品目	数量	價額		收入額	未收額	備考
			單價	總額			

第十五號

販賣品受拂帳

買取販賣品受拂帳

年月日	品目	摘要	入		拂		出		残高数量
			数量	價額	数量	價額	数量	價額	

受託販賣品受拂帳

年月日	品目	摘要	受入		拂出		残高数量
			数量	價額	数量	價額	

第十六號

受託販賣整理帳

氏名

年月日	品目	摘要	数量		残高	販賣單價	實總額	控除		金計	差引精算額	支年月日
			受入	販賣				假渡金及利息	歩合金加工料			

第十七號

假渡金整理帳

氏名

年月日	品目	数量	金額	利息		精算年月日	算末
				期間	金額		

第二十六號

引繼書

本組合事務本日別紙明細書ノ通正ニ引繼テ了シ候就テハ萬一右明細書ノ内容ニ相違ノ廉アリタルトキハ引渡人ニ於テ責任ヲ負フコトヲ誓約致候仍テ後日ノ爲關係者一同署名捺印候也

年 月 日

引渡人	何	某
何組合元理事	何	某
引受人	何	某
何組合理事	何	某
立會人	何	某
何組合監事	何	某

引繼明細書

- 一、財産目録
- 二、貸借對照表
- 三、有價證券

種	類	員	數	額	面金額	評價金額
計						

四、預金

預	入	先	預	金	種	類	現	在	金	額
計										

五、借入金

借	入	先	借	入	年	月	日	期	限	現	在	金	額
計													

六、不動産及什器

種	別	員	數	評	價	額
計						

七、證書、帳簿及書類

種	別	員	數	摘	要

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導員監督

八、未 携 金

計	氏 名	金 額	摘 要

未收金、假携金、假受金アルトキハ本表ニ準ス

九、貸 付 金

計	證 書 番 號	現 在 金 額	期 限	擔 保	組 合 員 氏 名

十、擔 保 品

種 別	員 數	評 價 額	提 供 者 氏 名

十二、貯 金

計	氏 名	金 額

十二、未收貸付金利息

計	證 書 番 號	金 額	氏 名

未拂貯金利息アルトキハ本表ニ準ス

十三、販 賣 品

品 名	數 量	摘 要
買 取 計		
受 託 計		

十四、未收販賣品代

計	販 賣 先 金 額

未拂販賣品代アルトキハ本表ニ準ス

指導員監督に関する諸規程

産業組合の指導並に監督

十五、購買品

品名	数量	量	摘要

十六、未收購買品代

氏名	金額
計	

未拂購買品代アルトキハ本表ニ準ス

十七、利用設備

種別	数量	評價額	摘要
計			

十八、未收利用料

氏名	金額
計	

十九、演述

一、何々

二、何々

第二十七號

決算報告書

一、清算着手當時ノ貸借対照表

貸方		借方	
科目	金額	科目	金額
拂込未済出資金		出資金	
貸付金		準備金	
購買品		借入金	
未收購買品代		貯金	
什器		未拂購買品代	
現金		何々	
何々			
計		計	

二、現務ノ結了

指導並監督に關する諸規程

報告書

大正 年度 自 大正 年 年 月 月 日本組合財産目録、貸借對照表、事業報告書
 及剩餘金處分案左ノ通 月 日 通常總會ノ承認ヲ經候條此段及報告候也
 大正 年 月 日

市郡 村大字

責任

組合

組合長理事

殿

大阪府知事

科 目	資産	負債
	之部	之部
摘要	金額	金額
口	円	人
額	貯	金
科	目	摘要
金額	金額	金額
円	人	円
額		

財産目録

聯合會貯金	預ケ金	土地	建物	備品	有價證券	貸付金	割引手形	假渡金	購買品	販賣品	購買品未收代金	販賣品未收代金	未收利息	聯合會出資金
	其當定ノ他座期 圓圓圓	山畑田 林町町町 反反反	棟 坪數						產業用品 經濟用品		件人 數員			
			點			件	枚	件			件人		件	口
	豫約貯金	家族貯金	團體貯金	借入金	未拂利息	購買品未拂代金	販賣品未拂代金	聯合會拂込未濟出資金	中央金庫拂込未濟出資金					
	人	人	口	件	件	件	件	口	口					

指導並監督に關する諸規程

- 二、證券及物件ノ價額ハ時價ヲ示スヘシ
- 三、本表記載ノ金額ハ左ノ點ニ符合スルコトヲ要ス
 - (イ) 出資金ハ本年度現在出資口數ニ一口ノ金額ヲ乗シタル積ト一致スルヲ要ス
 - (ロ) 出資金中ヨリ拂込未済出資額ヲ控除シタル金額ハ別項拂込済出資高ノ項本年度末現在高ニ一致スルコトヲ要ス
 - (ハ) 準備金、特別積立金、借入金、貯金、貸付金、購買現品ノ如キハ別項當該關係事項ノ本年度末現在高合計金額ニ一致スルヲ要ス
 - (ニ) 剩餘金(又ハ缺損金)ハ損益計算表ノ當該事項ノ金額ニ一致スルヲ要ス

●本書作成ニ付テハ欄外ニ於ケル當該事項ノ注意事項ヲ参照シ夫々記入スヘシ又各項ノ冒頭()内ニハ記入事項ノアル項ニ限リ順次番號ヲ挿入スヘシ尙前年度末現在高ハ前年度報告書ト對照シ且表中ノ數字ノ合計及差引額ニ違算ナキ様注意スヘシ

●組合員ノ數及出資口數ノ項注意事項

- 一、信用組合ニ在リテハ本表ニ記載シタル内豫約者ヨリ加入シタル者アルトキハ其ノ者ノ數及職業別數ヲ本欄中ニ括弧ヲ設ケ備考欄ニ附記スヘシ
- 二、産業組合聯合會カ本表ヲ作成スル場合ニハ職業別欄ニハ「會員ノ種類別」ヲ組合員數ノ欄ニハ「會員ノ數」ヲ記載スヘシ

事業報告書
其ノ一 各種組合ニ通スル事項

() 組合員ノ數及出資口數

職業別	年度別	前年度末現在		本年度末現在	
		組合員數	出資口數	組合員數	出資口數
農	業				
林	業				
工	業				
商	業				
水	産				
其	他				
合	計				

備考
豫約者ヨリ加入セシ者
農業 名林業 名工業 名商業 名水産業 名其他 名合計 名

() 出資拂込

年度區別	各自拂込	剩餘金ヨリ拂込	合計
前年度末現在高			
年度末現在高			
計			

指導並監督に關する諸規程

本年度拂込高			
本年度拂戻高			
本年度末現在高			
備考			
一、本年度脱退者ノ内翌年度ニ拂戻スヘキ金額	圓	錢	厘ナリ

●出資拂込ノ項注意事項

- 一、「本年度拂込高」欄「剩餘金ヨリ拂込」ニハ前年度剩餘金處分案ニ依リ出資拂込ニ充ツヘキ配當金ヲ算入スヘキモノニシテ本年度剩餘金處分案ニ依リ出資拂込ニ充ツヘキ配當金ハ翌年度ニ於テ拂込ニ充當スヘキモノニ付之ニ算入スヘカラス
- 二、「本年度拂戻高」欄「各自拂込」及「剩餘金ヨリ拂込」ニハ定款ノ規定ニ基キ脱退組合員ニ對シ本年度内ニ實際拂戻シタル額ヲ掲記スヘシ但シ本年度内ニ脱退シタル組合員ニ對シ翌年度ニ拂戻スヘキ場合ニハ備考トシテ其ノ拂戻スヘキ金額ヲ各別ニ附記スヘシ

●準備金及各種積立金ノ項注意事項

- 一、「本年度積立高」欄ニハ前年度剩餘金處分案ニ依リ積立テタル金額及本年度内ニ收入シタル加入金、過怠金并ニ脱退者ニ拂戻シタル持分ノ殘額等ニシテ當然積立ツヘキ金額ヲ算入スヘキモノナリ從テ本年度剩餘金處分案ニ依リ積立ツヘキ金額ハ翌年度ニ於テ積立ツヘキモノニ付算入スヘカラス
- 二、「本年度處分高」欄ニハ定款ノ規定ニ依リ脱退組合員ニ對シ本年度内ニ實際ニ持分ノ拂戻ヲ爲シタルモノ又ハ其他ニ處分シタル金額ヲ算入スヘシ但シ本年度内ニ脱退シタル組合員ニ對シ翌年度ニ拂戻スヘキ場合ニハ備考トシテ其ノ拂戻スヘキ金額ヲ各別ニ附記スヘシ

三、「本年度積立高」及「本年度處分高」欄ニ算入シタル金額ニハ備考トシテ其細別ヲ附記スヘシ(例ハ「本年度積立高」欄準備金中前年度剩餘金處分案ニ依リ積立テタル金額何程、加入金何程、過怠金何程又「本年度處分高」欄準備金中持分拂戻額何程何々處分何程ト記スルカ如シ)

區別	(一) 準備金及各種積立金			
	前年度末現在高	本年度積立高	本年度處分高	本年度末現在高
準備金				
特別積立金				
合計				
備考				
一、本年度積立金				
(イ) 準備金ニ積立テタルモノハ前年度剩餘金處分案ニ依リ積立テタル金額				
加入金	圓	錢	厘過怠金	圓
(ロ) 特別積立金ニ積立テタルモノハ前年度剩餘分案ニ依リ積立タル				
二、本年度處分高欄中				
(イ) 準備金ニ於テ金	圓	錢	厘特別積立金ニ於テ金	圓
脱退者ニ持分トシテ拂戻シタルモノナリ				

指導並監督に關する諸規程

(一) 手形ノ割引及其ノ決済

區別	前年度末現在高		本年度割引高		本年度決済高		本年度末現在高	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
約束手形								
無擔保								
有擔保								
爲替手形								
無擔保								
有擔保								
合計								

備考
一、擔保種類

●手形割引ノ項注意事項

- 一、物上擔保割引ニ非サル割引ハ無擔保割引中ニ算入スヘシ
- 二、擔保種類ハ可成具體的ニ記載スヘシ

●貯金及豫約者ノ貯金ノ項注意事項

- 一、貯金ニ名稱ヲ附シ種類ヲ分ツモノハ各別ニ列記スヘシ
- 二、「本年度受入高」欄ニハ前年度ヨリ貯金シツアルモノカ更ニ本年度ニ預ケ入レタル貯金及本年度ニ初メテ預ケ入レタル者ノ貯金ヲ又「本年度拂戻高」欄ニハ貯金ノ一部若クハ全部拂戻シテ爲シタルモノヲ算入スヘシ
- 三、合計欄ニ於ケル組合員ノ數ハ各欄ニ於ケル貯金ノ種類毎ノ組合員數ノ通計ニ依ラス實際ノ貯金人員ヲ記載スヘシ
- 四、「本年度末現在高」欄中脱退者又ハ解約者ノ貯金ニシテ未タ拂戻ヲ爲ササルモノヲ包含セル場合ニハ其人員及金額ヲ備考トシテ附記スヘシ

(一) 組合員ノ貯金

貯金種別	前年度末現在高		本年度受入高		本年度拂戻高		本年度末現在高	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
普通貯金								
定期貯金								
合計								

備考
一、本年度末現在高合計金額中本年度脱退者ニ對シ未タ拂戻シテ爲ササル人員
厘ナリ
名其金額
圓
錢

産業組合の指導並に監督

（一）豫約者ノ數及其ノ貯金		前年度末現在高	本年度受入高	本年度拂戻高	本年度末現在高
人員	金額	人員	金額	人員	金額
	円		円		円
（二）産業組合法第一條第三項及第四項ノ規定ニ依ル貯金					
區別	前年度末現在高	本年度受入高	本年度拂戻高	本年度末現在高	
				人員	金額
第一條第一項ノ規定ニ依ル貯金	円	円	円	人員	金額
第一條第三項ノ規定ニ依ル貯金	円	円	円	人員	金額
第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金	円	円	円	人員	金額
合計	円	円	円	人員	金額

●職業別貯金ノ項注意事項

一、本年度末現在ニ付記載スヘシ

（一）職業別貯金（産業組合法第一條第四項ノ信用組合ニ限ル）		商	工	農	其ノ他	合計
區別	組合員ノ貯金	人員	人員	人員	人員	人員
	円	円	円	円	円	円
産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金						

（二）金額別貯金（産業組合法第一條第四項ノ信用組合ニ限ル）		千圓以上	五百圓以上千圓未満	百圓以上五百圓未満	百圓未満	一人當貯金額
區別	組合員ノ貯金	人員	人員	人員	人員	人員
	円	円	円	円	円	円
産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金						

指導並監督に關する諸規程

其ノ五 利用組合			
() 組合員ノ設備利用			
種 設	目	備	
		數量員數	利用ノ程度
		利用料	摘
		要	
備考			

●設備ノ項注意事項

- 一、摘要欄ニハ設備利用ノ方法ヲ簡單ニ記載スヘシ
- 二、産業用經濟用又ハ産業及經濟用ニ區別シテ記載スヘシ
- 三、利用程度欄ニハ精米麥機ナラハ利用セル石數、住宅ナラハ月數等ヲ記載スヘシ

●剩餘金處分案ノ項注意事項

- 一、剩餘金ノ處分ヲ爲スニハ定款ニ準據スルコトニ注意スヘシ
- 二、配當金ハ出資ノ拂込ヲ終ラサル組合員ニ對シテハ必ラス出資ノ拂込ニ充ツルコトヲ要ス

剩餘金處分案	
一金	本年度總益金
一金	本年度總損金
一金	本年度剩餘金
差引	
此處分	
一金	(剩餘金總額ニ對スル 分ノ) 準備金
一金	特別積立金
一金	ニ對シ年率 分ノ割) 配當金
内金	出資ノ拂込ニ充ツ
一金	ニ對シ年 割) 特別配當金
一金	出資ノ拂込ニ充ツ

拂戻準備金管理ニ關スル届

大正何年何月何日現在ニ依リ左記ノ通拂戻準備金管理ノ手續ヲ致候條産業組合法第一條第四項ノ規定依ニル貯金額調書及管理ニ關スル證明書類相添此段及御届候也

年 月 日

市

町

番地

何責任何組合

理事 何

某 印

大阪府知事宛

記

一、既管理額

一金

大正何年何月何日現在管理額

二、新管理額

一金

第何回何證券額面何程

一金

何々

以上供託局ニ供託

一金
計金
合計金

郵便貯金

何責任何聯合會何貯金

以上

貯金額調書

一金

右ハ本組合大正何年何月何日現在ノ産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依ル貯金總額ナリ

年 月 日

市

町

番地

何々責任何組合

理事 何

某 印

右事項相違無之候也

年 月 日

市

町

番地

何責任何組合

監事 何

某 印

指導並監督ニ關する諸規程

第三十號

拂戻準備金引出承認申請

本組合大正何年何月何日現在ニ於ケル産業組合法第一條第四項ニ依ル貯金總額別紙調書ノ通減少ニ付左記ノ通引出ヲ爲シ管理額ヲ金何圓ニ致度候條御承認相成度此段申請候也

年 月 日

市

町

番地

何責任何組合

理事

何

某 印

大阪府知事宛

記

一、供託法ニ依ル保管中

一、第何回何證券額面金何圓

一、何證券第何號額面金何圓

二、郵便貯金法ニ依ル保管中

一金

届出時價金何圓
届出時價金何圓

合計金

何件

貯金額調書

(第二十九號様式ニ依ル)

以上

第三十一號

出資第一回拂込完了届書

本組合大正何年何月何日付ヲ以テ設立ノ許可ヲ得候處左ノ通り拂込完了致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也

一、拂込完了年月日

大正年月日何年何月何日

一、出資壹口ニ對スル第壹回拂込金

金何圓

一、出資ノ總口數

何口

一、拂込ミタル出資ノ總額

金何圓

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事

何

某 印

大阪府知事宛

指導並監督に關する諸規程

第三十二號

事務所移轉届書

大正何年何月何日定款變更認可ヲ得本日主タル事務所(從タル事務所)ヲ左記ニ移轉致候ニ付總會(總代會)決議錄添付此段及御届候也

〔何府(縣)何郡(市)何村(町)大字何、何番地〕

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

注意 登記所管轄外ニ移轉シタルトキハ「組合原簿」壹册ヲ加フ

第三十三號

事務所新設開所届書

大正何年何月何日定款變更認可ヲ得タル事務所(第二事務所)ヲ左記ニ新設本日開所致候ニ付總會(總代會)ノ決議錄添付此段及御届候也

〔何府(縣)何郡(市)何村(町)大字何、何番地〕

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

注意 登記所管轄外ニ新設シタルトキハ「組合原簿」壹册ヲ加フ

第三十四號

事務所廢止届書

大正何年何月何日定款變更認可ヲ得本日左記ノ事務所ヲ廢止致候ニ付總會(總代會)ノ決議錄添付此段及御届候也

從タル事務所 何府(縣)何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

指導並監督に關する諸規程

第三十五號

理事監事選任届書

大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ選任シタル理事監事ハ何レモ左ノ通り就任致候ニ付總會(總代會)ノ決議録本人ノ承諾書添付此段及御届候也

大正何年何月何日就任

理事 何

某

(以下之ニ準ス)

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 (印)

大阪府知事宛

第三十六號

理事監事改選届書

大正何年何月何日理事何某監事何某任期滿了ノ處大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ改選ノ結果左ノ通り就任致候ニ

付總會(總代會)決議録本人承諾書添付此段及御届候也

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

理事 何

某

大正何年何月何日就任

(以下之ニ準ス)

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 (印)

大阪府知事宛

第三十七號

理事監事重任届

大正何年何月何日理事監事共任期滿了ニ因リ大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ改選ノ結果全部再選左ノ通り就任致候ニ付總會(總代會)ノ決議録本人ノ承諾書添付此段及御届候也

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

理事 何

某

大正何年何月何日就任

(以下之ニ準ス)

指導並監督に關する諸規程

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地
何々責任何々組合
組合長理事 何
某 印

大阪府知事宛

第三十八號

理事(監事)退任届書

大正何年何月何日理事(監事)何某死亡(辭任)ニ因リ退任致候ニ付監事ノ證明書添付
此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第三十九號

理事(監事)解任届書

大正何年何月何日總會(總代会)ニ於テ理事(監事)何某ヲ解任致候ニ付總會(總代会)ノ
決議錄添付此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第四十號

理事(監事)住所(氏名)變更届書

大正何年何月何日理事(監事)何某ハ其ノ住所(氏名)ヲ左ノ通變更致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也
「何府(縣)何郡(市)何村(町)大字何、何番地」ニ移轉
(氏名ノ場合ハ何某ト改姓又ハ改名)

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第四十一號

解散届書

大正何年何月何日存立時期滿了(組合員七人未滿ニ減シタル)ニ因リ解散致候ニ付
監事ノ證明書添付此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

第四十二號

清算人選任届書

大正何年何月何日總會(總代会)ニ於テ清算人選任左ノ通就任致候ニ付總會(總代会)
ノ決議錄添付此段及御届候也

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

大正何年何月何日就任

何

某

(以下之ニ準ス)

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

第四十三號

清算人退任届書

大正何年何月何日清算人何某死亡(區域外轉住、禁治産宣告、破産宣告)ニ因リ退任致
候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

第四十四號

清算人改選届書

大正何年何月何日清算人何某辭任申出ニ付大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ改選左ノ通り就任致候ニ付總會(總代會)決議録添付此段及御届候也

大正何年何月何日就任

何

某

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

第四十五號

清算人解任届書

大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ清算人何某ヲ解任致候ニ付總會總代會ノ決

録添付此段及御届候也

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

第四十六號

清算人住所(氏名)變更届書

大正何年何月何日清算人何某ハ其ノ住所(氏名)ヲ左ノ通り變更致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人 何

某 印

(以下全員署名捺印ノコト)

大阪府知事宛

指導並監督に關する諸規程

第四十七號

清算結了届書

清算事務結了ニ付大正何年何月何日總會(總代會)ニ於テ決算報告書ノ承認ヲ經候
ニ付總會(總代會)決議録及決算報告書添付此段及御届候也
年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

清算人

何

某

印

大阪府知事宛

(以下全員署名捺印ノコト)

第四十八號

更正登記届書

大正何年何月何日届出登記(提出ノ組合原簿記載)事項中左ノ通り錯誤(遺漏)アルコトヲ發見致候ニ付更正方御取
計相成度監事ノ證明書添付此段及御届候也

「何々」ヲ「何々」ニ更正

「何々」ノ次ニ「何々」ヲ加フ

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事

何

某

印

大阪府知事宛

第四十九號

組合原簿記載變更届書

大正何年何月何日ヨリ同年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ新加入者(脱退者)ニ因リ出資口數何口ヲ、増口者ニ因リ何
口ヲ増加(減少)シ及剩餘金ヨリ何圓、組合員各自ヨリ何圓、新加入者ヨリ何圓、合計金何圓ノ拂込アリタルニ因
リ(減少ノ場合ハ減少ノ事由ヲ記入スルコト)組合原簿(甲部)ヲ左ノ通り變更致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御
届候也

出資ノ總口數ヲ何口ニ變更ス

拂込ミタル出資ノ總額金何圓ヲ金何圓ニ變更ス

年 月 日

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

組合長理事

何

某

印

大阪府知事宛

指導並監督に關する諸規程

第五十號

組合原簿記載變更届書

大正何年何月何日何某外何名加入致候ニ付追加原簿、總組合員ノ同意ヲ證スル書面(保證責任組合ニハ不要)監事ノ證明書添付此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第五十一號

組合原簿記載變更届書

何某外何名ハ左ノ通り脱退致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也

大正何年何月何日死亡

何 某 (乙部何丁)

大正何年何月何日區域外轉住

何 某 (乙部何丁)

大正何年何月何日死亡

何 某 (乙部何丁)

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第五十二號

組合原簿記載變更届書

大正何年何月何日組合員何某ハ組合員ニ非ラサル何某ニ其持分ノ何口ヲ讓渡シ何某ハ何口トナリ何某ハ同日加入大正何年何月何日組合原簿乙部何丁何某ハ其ノ持分全部ヲ組合員ニ非ラサル何某ニ讓渡シ組合ヲ脱退シ何某ハ同日加入大正何年何月何日組合原簿乙部何丁何某ハ組合原簿乙部何丁何某ニ其ノ持分全部ヲ讓渡シ組合ヲ脱退シ何某ハ持分何口トナリシニ付總組合員ノ同意ヲ證スル書面(保證責任組合ニハ不要)追加原簿監事ノ證明書添付此段及御届候也

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

指導並監督に關する諸規程

第五十三號

組合原簿記載變更届書

大正何年何月何日定款變更認可ヲ得大正何年何月何日保證金額ヲ別冊調書ノ通り變更致候ニ付監事ノ證明書添付此段及御届候也

(別冊調書ニハ各組合員毎ニ住所氏名及保證金額ヲ記載シ且組合原簿乙部丁數ヲモ記載スルコト)

年 月 日 何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

第五十四號

組合原簿記載變更届書

大正何年何月何日ヨリ同年拾貳月參拾壹日迄ニ變更シタル組合員ノ氏名、及住所左ノ通ニ候ニ付此段及御届候也

「何某」ハ「何某」ト改名ス

乙部何丁

「何某」ノ住所「何々」ヲ「何々」ニ變更ス

年 月 日

乙部何丁

何郡(市)何村(町)大字何、何番地

何々責任何々組合

組合長理事 何

某 印

大阪府知事宛

産業組合定款例

(大正十五年十二月 大阪府調査)

有限責任何信用販賣購買利用組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、組合員ニ産業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

二、組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三、組合員ノ生産シタル物ヲ買取り若ハ其ノ委託ヲ受ケ之ニ加工シ又ハ加工セスシテ販賣スルコト

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

三三三

四、産業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト
五、組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
六、農業倉庫業法ニ依リ農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト

第二條 本組合ハ有限責任何信用販賣購買利用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ大阪府何郡何村トス

第五條 本組合ノ事務所ハ之ヲ大阪府何郡何村大字何何番地ニ置ク

第六條 組合員ハ本組合ノ區域内ニ居住シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第七條 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且大阪市ニ於テ發行スル何新聞ニ掲載シテ之ヲ爲スモノトス

第九條 組合原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出ハ毎年十二月三十一日ニ取絡メ其ノ後二週内ニ之ヲ爲ス

第十條 本組合ノ財産ニ付キ組合員ノ有スル持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム但シ標準額中圓位未滿ノ金額ハ之ヲ切捨計算スルモノトス

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ之ヲ算定ス

二、準備金、特別積立金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ算定加算ス

三、農業倉庫減價却金ニ對シテハ本組合解散當時ノ組合員ニ限リ持分ヲ有シ其ノ權利ハ平等トス

四、其ノ他ノ財産ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應シ之ヲ算定ス

五、本組合ニ損失アリ其ノ未タ填補ヲ爲ササル前持分ヲ拂戻ストキハ特別積立金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ其ノ特別積

立金ヲ以テ足ラサルトキハ準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ填補シタル財産ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス第十
九條ノ規定ニ依リ特別積立金ヲ處分シタル場合亦同シ

本組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及積立金

第十一條 出資一口ノ金額ハ金參拾圓トス

第十二條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五圓トス

第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口毎ニ左ノ各號ノ一ニ依リ拂込ヲ爲スモノトス

一、毎月末金五拾錢以上拂込ムコト

二、毎年一月末及七月末金三圓以上宛拂込ムコト

三、出資第一回拂込後一ケ年以内ニ全額ヲ拂込ムコト

第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第十五條 本組合ハ出資總額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十六條 加入金、増口金、過怠金、第八十四條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲ササル持分額及脱退者ノ拂戻請求權ヲ失ヒタル持分ハ之ヲ準

備金ニ組入ルモノトス

第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ其ノ一部若ハ全部ヲ特別積立金トシテ積立ツルコトヲ得

第十八條 本組合ハ農業倉庫ノ新築、増築、改築、移築又ハ買入費用ニ對シ公共團體其ノ他ヨリ受ケタル補助金ニ相當スル金額ヲ農

業倉庫減價却金トシテ積立ヲ爲スモノトス

指導並監督に關する諸規程

三三三

産業組合の指導並に監督

三三四

第十九條

特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

農業倉庫減價却金ハ農業倉庫ノ減價却ニ充ツルモノトス

第二十條

準備金及特別積立金ハ産業組合中央金庫保證責任大阪府信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ若ハ之ヲ以テ左ノ有價證券ヲ買入ルル外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

一、國庫證券

一、地方債證券

一、産業債證券

一、貯蓄債證券

一、勸業債證券

一、日本興業銀行ノ債券

一、北海道拓殖銀行ノ債券

一、農工債證券

一、其ノ他總會ノ承認ヲ經タル社債券

第三章 機 關

第二十一條

本組合ニ理事五名監事三名ヲ置ク

理事ハ組合長一名、専務理事一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ専務理事之二代リ組合長及専務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

専務理事ハ組合長ヲ補佐シ組合常務ヲ掌理ス

第二十二條

理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

組合長及専務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補選選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條

辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ヲ俟ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補選選舉ヲ爲スモノトス

シ補選選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補選選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條

總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ及同法第三十四條ノ二ニ依ルトキ

三、産業組合法第二十三條ニ依リ組合員ヨリ總會招集ノ請求アリタルトキ

第二十五條

總會ノ招集ハ少クトモ五日日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十六條

總會ハ總組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス若シ半數ニ充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

指導並監督に關する諸規程

三三五

定款ノ變更、理事監事ノ選任又ハ解任、組合員ノ除名、解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ合併ニ因リ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキ場合ハ總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 組合員ハ五人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十九條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ時期、場所、會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十一條 本組合ニ信用評定委員何名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第三十二條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十三條 信用評定委員ハ毎年一月及七月定會ヲ開キ組合員ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

信用程度表ハ理事之ヲ保管ス

第三十四條 理事、監事、信用評定委員ハ名譽職トス但シ専務理事ハ之ヲ有給ト爲スコトヲ得

理事、監事、信用評定委員ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

理事、監事、信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十五條 本組合ニ書記若干名技術員若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

技術員ハ理事ノ指揮ヲ承ケ取扱物品ノ検査其ノ他技術上ノ事務ニ従事ス

第三十六條 理事ハ總會ノ決議ヲ經テ學識經驗ヲ有スル者ヲ顧問ニ推薦シ又ハ特別ノ技能アル者ヲ協議員ニ囑託スルコトヲ得

顧問及協議員ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合ノ事業ニ付テ意見開陳スルモノトス

第四章 事業ノ執行

第一節 通 則

第三十七條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十八條 本組合ニ餘裕金アルトキハ産業組合中央金庫、保證責任大阪府信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ之ヲ預ケ入ルルモノトス

第三十九條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第二節 信 用

第四十條 組合員カ貸付ヲ請求シタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ貸付クヘキ金額及其ノ方法ヲ定ムルモノトス

第四十一條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得
組合員カ根底當ヲ供シテ當座借越契約ノ申込ヲ爲シタルトキハ理事ハ調査ノ上貸越ノ限度ヲ定メ其ノ範圍内ニ限リ小切手ノ振出シニ對シテハ貸出ヲ爲スモノトス

指導並監督に關する諸規程

第四十二條

貸付金ノ辨濟期限ハ一ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三ケ年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得
左ノ資金ニ要スル貸付ニシテ特別ノ事由アルモノニ限り十ケ年以内ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ其ノ期限ヲ定ムルコトヲ
得此ノ場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ徴シ又ハ二人以上ノ保證人ヲ立テシムルコトヲ要ス

一、不動産購入資金

一、蠶室、農舎、倉庫、工場又ハ住宅建築購入若ハ其ノ設備ニ要スル資金

一、果樹園、桑園ノ造成又ハ植林事業資金

一、開墾又ハ土地改良資金

一、舊債償還

第四十三條

本組合ニ於テ發行シタル農業倉庫證券ニ對シテ爲ス貸付ハ保管物品ノ時價ノ十分ノ八以内トス

前項ノ貸付期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十四條

貸付金辨濟ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十五條

理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ鑑査シ貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十六條

貯金ノ取扱ハ一回金拾錢以上トス

貯金ノ利息ハ毎年五月末及十一月末ノ兩度之ヲ元本ニ組入ルルモノトス但シ特別ノ契約ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條

貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年一割二分以下

一、貯金ニ付テハ年八分以下

第三節 販 賣

賣

第四十八條

本組合ニ於テ販賣スル物ノ種類左ノ如シ

一、米、麥、鷄卵、繭、何々

二、菓製品、麥稈眞田、何々

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第四十九條

本組合ハ左ノ加工ヲ爲シ販賣スルコトアルヘシ

一、米麥精白、乾繭殺蛹

二、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル加工

第五十條

組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サルハ本組合ニ於テ取扱フ物ヲ他ニ販賣スルコトヲ得ス

第五十一條

理事ハ適宜ノ時期ニ於テ各組合員ノ生産物ニ付報告ヲ徴シ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ得

第五十二條

組合力組合員ノ委託物ヲ受取リタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ理事之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

組合ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ物ニ付亦同シ

品等査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三條

組合員ハ其ノ委託物ノ販賣ニ付代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第五十四條

組合員ハ組合ニ委託物ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代價ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ
於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテ利息ヲ附スルモノトス其ノ利率ハ日歩三錢以内ニ於テ理事之ヲ定ム

第五十五條

本組合ハ組合員ノ委託物ニ付拂渡スヘキ代金又ハ取扱ヒタル數量ニ應シ總會ノ定メタル歩合金ヲ徴收ス

前項歩合金ハ代金配分ノトキ之ヲ差引クモトス

第五十六條

受託物ノ販賣代金ハ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ラス毎月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員力委託シタル物ノ數量ニ應シ

指導並監督に關する諸規程

テ之ヲ配分スルモノトス

假渡金ヲ受ケタル組合員ニ付テハ前項ノ場合ニ於テ差引計算シ爲スモノトス

第五十七條 受託物ニシテ受取當月中ニ販賣スルコト能ハサリシ場合ニ於テハ其ノ後ニ販賣シタル同品等物ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第五十八條 受託物中組合ニ於テ精白、乾繭、殺蛹、調製、俵裝其ノ他ノ加工或ハ特種ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徵シ代金配分ノトキ之ヲ差引クモノトス

前項ノ手数料ハ總會ノ承認ヲ經テ理事之ヲ定ム

第五十九條 委託物受取後ノ危険ハ組合ノ負擔トス但シ變質其ノ他ノ不可抗力ノ損害ハ此ノ限ニ在ラス

第四節 購 買

第六十條 本組合ニ於テ賣却スル物ノ種類左ノ如シ

- 一、土地、農具、何々
- 二、肥料、種苗、家畜、家禽、何々
- 三、米、味噌、醬油、砂糖、食鹽、酒類、乾物類、魚類、織物類、莫大小類、絲類、兩具類、履物類、紙類、金物類、小間物類、文房具類、雜物類、何々
- 四、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第六十一條 本組合ハ左ノ加工又ハ生産ヲ爲シ賣却スルコトアルヘシ

- 一、肥料ノ粉碎又ハ配合、味噌又ハ醬油ノ釀造
- 二、種苗ノ生産、家畜又ハ家禽ノ飼育

第六十二條 理事ハ組合員ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ應ジ賣却スヘキ物及其ノ材料ヲ便宜買入レ又ハ生産スルモノトス

第六十三條 組合員ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ本組合ニ於テ取扱フ物ヲ本組合外ヨリ購買スルコトヲ得ス

第六十四條 組合員ニ賣却スル物ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

理事必要アルトキハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第六十五條 組合員ハ組合ヨリ注文物引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

組合員前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ引取ヲ爲ササルトキハ組合ハ其ノ賣買契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本組合ニ損害ヲ生シタルトキハ其ノ組合員ヲシテ損害ヲ負擔セシムルコトヲ得

第六十六條 組合員ハ購買物ヲ引取ルト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ理事於テ已ムコトヲ得サル事由アリト認ムルトキハ土地ニ在リテハ五ヶ年内ノ割賦支拂、其ノ他ノ物ニ在リテハ六ヶ月ヲ超エサル期間内ニ於テ代金支拂ノ延期ヲ承諾スルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ利息ヲ附スルモノトス其ノ利率ハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事之ヲ定ム

第六十七條 理事代金支拂ノ延期ヲ承諾スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第五節 利 用

第六十八條 本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

- 一、精穀機、糶摺機、製麵機、製繩機、大豆粕粉碎機
- 二、土地、住宅及其ノ附屬設備
- 三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タルモノ

指導並監督に關する諸規程

第六十九條 組合員前條設備ノ利用ヲ申込ミタルトキハ理事ハ其ノ利用必要ノ程度ヲ考査シ利用セシムヘキ條件及方法ヲ定メ之ヲ申込人ニ通知スルモノトス

第七十條 設備利用ノ申込多數ナル場合ニ於テ其ノ利用セシムヘキ順位ハ申込人ノ利用必要ノ程度ヲ參酌シテ理事之ヲ定ム

第七十一條 設備ヲ利用セシムル場合ニ於テ理事必要ト認ムルトキハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第七十二條 組合員ハ設備ノ利用ニ付利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

前項ノ利用料ハ毎年總會ニ於テ決議シタル範圍内ニ於テ理事之ヲ定ム

設備利用ノ爲消費シタル附屬物ニ付テハ別ニ實費ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十三條 組合員カ設備利用中ニ於テ之ヲ損傷シ又ハ喪失シタルトキハ理事ノ定メタル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第七十四條 利用料ノ支拂ハ土地ニ付テハ毎年建物ニ付テハ毎月計算シ各其ノ期末迄ニ其ノ他ノモノニ在リテハ利用ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ起算シ二週間内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

辨償金ハ理事カ辨償ノ請求ヲ爲シタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

前二項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ支拂フヘキ金額ノ千分ノ一二當ル過怠金ヲ徴收ス

第七十五條 理事ハ設備利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ利用ヲ拒絕シ若ハ其ノ設備ヲ返還セシムルコトヲ得

第六節 農 業 倉 庫

第七十六條 第一條第六號ノ業務ハ別ニ定ムル所ノ農業倉庫業務規程ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 剰餘金處分及損失ノ填補

第七十七條 剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ特別積立金、配當金、特別配當金、役員報酬賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

配當金ハ其ノ配當スヘキ剰餘金ノ生シタル年度末ニ於ケル組合員ノ拂込出資額ニ應シ其ノ率ハ年六分以下トス

特別配當金ハ組合員カ其ノ年度内ニ於テ組合ニ支拂ヒタル貸付金利息、組合ヨリ受入レタル貯金利息、組合ニ賣却又ハ委託シテ販賣シタル物ノ價額、組合ヨリ購買シタル物ノ價額、組合ニ支拂ヒタル利用料及農業倉庫保管料ノ額ニ應シ之ヲ配當ス

前項ノ配當ハ總會ノ決議ニ依リ各配當標準ニ對スル配當率ヲ異ニスルコトヲ得

第二項及第三項ノ配當ハ圓位未満ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲サルモノトス

第七十八條 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章 加入、増口及脱退

第七十九條 本組合ニ加入セムトスル者ハ申込書ニ加入金三十錢ヲ添ヘ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ組合員ノ出資増口ノ場合ニ之ヲ準用ス

加入又ハ増口ノ効力ハ第八十條及第八十二條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第八十條 持分ヲ讓渡サムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

指導並監督に關する諸規程

産業組合の指導並に監督

三四四

持分ヲ譲受ケムトスル者カ組合員ニ非ラサルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十一條 組合員脱退セムトスルトキハ少クとも其ノ事業年度末六ヶ月前ニ書面ヲ以テ其ノ旨理事ヲ豫告スルコトヲ要ス

第八十二條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ徴セス

第八十三條 組合員左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ除名ス

- 一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟又ハ購買代金、利用料、保管料、辨償金、手数料、若ハ諸利息ノ支拂ヲ怠リ期限後一ヶ月内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、第五十條又ハ第六十三條ノ規定ニ違背シテ販賣又ハ購買シタルトキ
- 三、自己ノ生産物ニ非サル物ヲ組合ニ販賣シ若ハ其ノ販賣ヲ委託シタルトキ
- 四、組合ヨリ購買シタル物ヲ轉賣シタルトキ
- 五、組合ノ設備ヲ他人ニ利用セシメタルトキ
- 六、農業倉庫業務規程第二條第一項ノ物ニ非ラサル物品ヲ偽リテ寄託シタルトキ
- 七、理事ノ承諾ヲ經スシテ他ノ倉庫ニ農業倉庫業務規程第二條ノ物品ノ保管ヲ寄託シタルトキ
- 八、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ
- 九、犯罪其ノ他信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第八十四條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込済出資額ニ止ムルモノトス但シ死亡、組合員タル資格喪失其ノ他總會ニ於テ已ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 組合ノ解散

第八十五條 本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附 則

第八十六條 本組合設立當時ノ理事、監事及信用評定委員ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理 事	何	某
理 事	何	某
理 事	何	某
理 事	何	某
理 事	何	某
理 事	何	某
監 事	何	某
監 事	何	某
監 事	何	某
信用評定委員	何	某
以下同様		

年 月 日 設 立 者

大阪府何郡何村大字何番地

(職業)

何

某

印

(以下設立者全員署名捺印)

指導並監督に関する諸規程

三四五

【注意】

- (一) 無限責任並保証責任組合ノ定款ニ在リテハ左ノ諸點注意ヲ要ス
 - 一、第二條及第三條ノ組織ヲ示ス文字ヲ變更ノコト尙保証責任ニ在リテハ第三條第二項トシテ「保証金額ハ出資一口ニ付金何圓トス」ト規定ノコト
 - 二、第九條中「變更ノ届出」トアル次ニ「及組合原簿ノ提出」ヲ加フルコト
 - 三、第二十六條第三項中無限責任ノ場合ニ限リ「及合併」並但書ヲ削ルコト
 - 四、第五章首標文字ヲ「剩餘金處分並損失ノ填補及分擔」ト記載スルコト
 - 五、第七十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ設クルコト
 - 「組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ各組員間ニ於ケル損失分擔ノ割合ハ其ノ出資額ニ應スルモノトス
 - 脱退シタル組員ノ損失分擔ノ割合亦同シ」
 - 六、第七十九條中無限責任ノ場合ニ限リ第二項及第三項ヲ削リ第一項ノ次ニ左ノ三項ヲ設クルコト
 - 「理事前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ二週間ヲ下ラサル一定ノ期間ヲ以テ總組員ニ對シ加入ニ異議アラハ之ヲ述フヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス
 - 總組員ノ同意アリタルトキハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組員名簿ニ記載スルコトヲ要ス
 - 七、第八十二條ヲ無限責任ノ場合ニ限リ左ノ通り規定スルコト
 - 第一項ノ規定ハ組員力出資口數ヲ増加セムトスル場合ニ之ヲ準用ス」

「死亡ニ因リ脱退シタル組員ノ相續人カ遅滞ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ理事ハ第七十九條ノ規定ニ從ヒ總組員ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス

總組員ノ同意アリタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ徴セス」

(二) 持分ヲ毎年改算スル方法ニ依ラムトスル場合ニ在リテハ左記諸點ニ注意スルコト

- 一、第十條ヲ左ノ通り規定スルコト
 - 「本組員ハ其ノ拂込済出資額ニ應シ組合財産ニ對スル持分ヲ有ス但シ拂込済出資額中圓位未滿ノ金額ハ之ヲ切捨計算スルモノトス
- 二、第十二條ニ左ノ但書ヲ附スルコト
 - 「但シ新ニ加入スル組員ニ在リテハ現在組員ノ拂込済出資額ト同額トス」
- 三、第十三條中「左ノ各號ノ一ニ依リ拂込ヲ爲スモノトス」トアルヲ「毎年一月末及七月末ニ金參圓宛拂込ヲ爲スモノトス」ト規定スルカ若ハ「毎月末金五十錢宛拂込ムモノトス」ト云フ如ク劃一的ニ規定スルコト
- 四、第七十九條中「三十錢」ヲ削除シ第四項トシテ左ノ通り新ニ一項ヲ設クルコト
 - 「加入金、増口金ノ額ハ第一年度ニ於テハ一口ニ付金三十錢トシ其ノ後ハ毎年通常總會ニ於テ組合財産ノ増減ニ應シ之ヲ定ム」
- 五、前各項ノ如ク規定スルモ特別配當金ヨリ出資拂込ニ充當スルトキハ第十二條但書及第十三條ノ規定ノ効力ヲ殺滅スルヲ以テ取扱上注意スルコト

(三) 持分拂戻ヲ脱退當時ノ財産ニ依リ定メムトスルトキハ第八十四條第二項トシテ左ノ通り規定スルコト

- 一、加算ノ場合

指導並監督に關する諸規程

「組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ其ノ脱退當時ノ財産ニ依リ之ヲ定ム但シ第十條第一項第二號及第四號ノ持分ニ付テハ前年度末ニ於ケル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス」

二、改算ノ場合

「組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ其ノ脱退當時ノ財産ニ依リ之ヲ定ム但シ準備金及特別積立金ニ付テハ前年度末ニ於ケル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス」

以 上

四、産業組合中央會大阪支會の狀況

支會設立の趣旨及沿革

前記せる如く産業組合中央會大阪支會は、明治四十年十一月八日大阪府會議事堂に於て、大日本産業組合中央會々頭男爵平田東助氏の臨席を得て、府下産業組合長協議會を開催し、會則を制定し役員の選舉を行ひ、茲に初めて系統機關として大日本産業組合中央會大阪支會を設立したのである。越えて明治四十三年一月七日、大日本産業組合中央會は法律に依つて産業組合中央會と改められた爲めに、支會も亦産業組合中央會大阪支會と改稱し、従前の事業を繼承して今日に及んだものであつて、左の事業を行ふを以て目的とするのである。

一、産業組合及産業組合聯合會ノ設立ヲ獎勵斡旋スルコト

二、組合及聯合會ニ對シ實地指導ヲ爲スコト

三、組合及聯合會相互ノ聯絡ヲ圖リ、事業經營上ノ便宜ヲ與フルコト

四、組合及聯合會ニ關スル講習講話ヲ行フコト

支會設立の趣旨及沿革

